

砥 部 町 議 会
平 成 28 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

平成 28 年第 1 回砥部町議会定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 28 年 2 月 23 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 28 年 2 月 23 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 広田支所長 佐伯修二 戸籍税務課長 岡田洋志 介護福祉課長 門田伸介 産業振興課長 萬代喜正 国体推進課長 西松伸一 学校教育課長 坪内孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田文雄 重松邦和 大江章吾 相原清志 白形敏明 柿本 正 大野哲郎 前田正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 庶務係長	丸本正和 中山晃志	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。		
議員の指名	15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好		
傍聴者	8 人		

平成 28 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 施政方針

日程第 6 議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

日程第 7 議案第 3 号 砥部町行政不服審査会条例の制定について

日程第 8 議案第 4 号 砥部町災害対策基金条例の制定について

日程第 9 議案第 5 号 砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
改正について

日程第 10 議案第 6 号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部改正について

日程第 11 議案第 7 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

日程第 12 議案第 8 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

- 日程第 13 議案第 9 号 砥部町職員の旅費に関する条例及び砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 10 号 砥部町税条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 11 号 砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 12 号 平成 27 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 13 号 平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 14 号 平成 27 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 15 号 平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 16 号 平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 27 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 28 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 28 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 28 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 28 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 28 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 28 議案第 24 号 平成 28 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 29 議案第 25 号 平成 28 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 30 議案第 26 号 平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 31 議案第 27 号 平成 28 年度砥部町水道事業会計予算

・散 会

平成 28 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 28 年 2 月 23 日 (火)

午前 9 時 30 分開会

○議長 (井上洋一) ただいまから、平成 28 年第 1 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長 (佐川秀紀) 平成 28 年第 1 回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、公私何かとご多忙のなか、ご出席を賜り、町政運営に関する重要案件につきまして、ご審議賜りますことに対しまして、心からお礼を申し上げます。椿まつりも終わり、町内では、梅の花も咲きはじめ、春の訪れを感じる季節となりました。恒例の七折梅まつりも 20 日から始まっております。今年は、障がい者用のトイレを新設をし、また、駐車場もきれいに舗装され、体の不自由な方やお年寄りにも気軽にお越しいただける環境が整っております。ぜひ、たくさんの方々にご来園いただき、梅薫る砥部の里を満喫していただきたいと思っております。さて、今年の通常国会は、異例の早期召集で、1 月 4 日から 6 月 1 日までの 150 日間の日程で開催をされております。来年 4 月の消費増税に伴う軽減税率の制度設計や T P P の国内対策など、国民の生活に関わる重要な案件が審議されております。また、今年は、地方創生が実行段階に移行する重要な年度でもあります。施政方針演説で安倍首相は、自分たちの未来を、自分たちの創意工夫で切り拓く。地方の意欲的なチャレンジを自由度の高い地方創生交付金によって応援すると述べられました。本町におきましても、砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などの課題に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。夏の参議院議員通常選挙をにらみ、与野党の論戦が激しさを増しておりますが、政局がらみの話題に終始することなく、重要案件の慎重審議を求めるとともに平成 28 年度予算案につきましても、早期成立されることを期待するところでございます。さて、本町の平成 28 年度当初予算の編成でございますが、一般会計におきましては、人口減少問題への対応や施設の老朽化問題などを念頭に置いた予算編成といたしました。総合戦略にかかる事業の関連経費が、既存事業と新規事業を合わせて約 2 億円、公共施設の老朽化問題に対する関連経費が約 6 千万円、その他給食センターの改築経費など、総額が 77 億 1,866 万 2 千円と、前年度を 1 億 8,161 万 8 千円上回る額となっております。特別会計及び企業会計につきましては、合わせて 74 億 1,258 万 7 千円となっております。特別会計では、対前年度 3,148 万 5 千円と小幅な伸びとなっておりますが、企業会計では、水道事業会計において、第 8 次拡張事業の事業量の増加などにより、前年度を 4 億 4,112 万 6 千円上回る大幅な増加となっております。補正予算につきましては、一般会計が 2 億 2,099 万 7 千円の増額となり、特別会計及び企業会計合わせて、7,235 万 1 千円の増加となっております。次に、本定例会に提案いたします案件でございますが、行政不服審査法の改正に伴う条例制定が 2 件、災

害予防や災害対策に係る財源を確保し、災害時に迅速な対応と災害からの早期復興を図るための基金の創設に関する条例制定が1件ございます。そのほか条例改正が7件、補正予算が6件、当初予算が10件となっております。詳細につきましては、ご審議の場で、議案審議の場でご説明申し上げますので、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（井上洋一） これから本日の会議を開きます。日程に入るに先立ち報告します。2番古川孝之君から欠席届が提出されております。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上洋一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番平岡文男君、16番三谷喜好君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（井上洋一） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る2月16日開催の議会運営委員会において、本日から3月16日までの23日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月16日までの23日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（井上洋一） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、議員派遣の結果について、欠席届のあった議員を除く15名の議員を派遣し、2月17日に議会報告会を中央公民館にて開催し、約20名の参加がありましたのでご報告します。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（井上洋一） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 行政報告を行います。平成27年12月議会後からの行政報告をいたします。お手元にお配りしております行政報告1ページをご覧ください。総務課の

関係でございます。人事関係、(1)平成27年度職員採用試験結果でございます。平成28年4月からの新規採用職員は、9人を予定しております。採用内定人員でございますが、一般事務上級が4人、一般事務初級が1人、社会福祉士1人、保育士・幼稚園教諭2人、保健師1人でございます。続きまして危機管理関係でございます。(1)12月26日から30日まで、延べ425人の消防団員が火災予防のため、夜間の年末特別警戒を実施しました。(2)1月9日、陶街道ゆとり公園で消防出初式を行い、少年消防クラブ規律、はしご操法、応用ポンプ操法などを披露しました。功績のあった個人並びに団体に対し、表彰状授与、感謝状贈呈を行いました。参加者は消防団員236人。広田小学校の少年消防クラブ員9人でございます。(3)1月15日、和歌山県沖を震源とするマグニチュード9.1の地震が発生したと想定し、地震発生24時間後における国・県・市町及び関係機関合同の応急対応訓練を実施しました。本町が役場に災害対策本部を設置し、ブラインド方式による対策本部運営図上訓練を行いました。訓練参加職員ですが、町職員が34人、消防署員が2人でございます。(4)2月1日、道後平野土地改良区及び伊豫郡大谷池土地改良区と大規模災害時における農業用水の活用に関する協定を締結しました。これにより、緊急時の農業用水の優先的な供給体制が整いました。2ページをご覧ください。(5)2月17日、県及び県内の全市町と大規模災害時における相互応援に関する協定を締結いたしました。これにより、災害時の市町相互の迅速かつ円滑な応援体制が整いました。

企画財政課の関係でございます。(1)10月1日を基準日として、平成27年国勢調査を実施しました。速報結果で砥部町の人口は2万1,252人、世帯数は8,354世帯となり、前回調査より人口は729人減、世帯数は82世帯増となりました。(2)平成27年11月30日から、平成28年2月1日までの落札の状況でございます。設計金額の総額が1億4,637万1千円、落札総額が1億2,716万2千円、落札率が86.9%でございました。①建設工事が12件、②委託業務が1件、③物品購入1件でございます。内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。

介護福祉課の関係でございます。(1)臨時福祉給付金でございますが、平成26年4月の消費税増税による低所得者への負担の影響に配慮し、暫定的・臨時的な措置として、対象者1人につき6千円を支給しました。②でございますが、申請者数4,033人、③支給決定者数3,980人、④給付総額2,388万円でございます。(2)子育て世帯臨時特例給付金でございます。平成26年4月の消費税増税による子育て世帯の負担を減らし、消費の下支えを図るため、対象児童1人につき3千円を支給しました。②申請者数1,405人。これは申請した保護者の数でございます。③支給決定児童数2,485人、④給付総額745万5千円でございます。

3ページをご覧ください。建設課の関係でございます。(1)道路改良工事でございます。①から⑤までの5路線の道路改良工事で、いずれも進捗状況は3月下旬の完成予定でございます。(2)町営住宅外部補修工事でございますが、①が町営住宅玉谷団地、②

が特定公共賃貸住宅東団地でございます。進捗状況でございますが、2月末の完成予定でございます。いずれも内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。

産業振興課でございます。国道33号中央分離帯砦部焼モニュメント設置工事第2期でございますが、理正院交差点、県総合運動公園入口交差点、それから千足休憩所周辺に設置をいたします。設置予定数65cm級が7基、40cm級が16基。設置完了予定は2月末でございます。

続きまして、生活環境課、公共下水道面整備でございます。①、②、2件とも南ヶ丘北で、2月末完成予定でございます。4ページをご覧ください。水道事業関係、(1)工事関係でございます。①が上野区の配水管布設替工事2工区。それから②が砦部町上水道第8次拡張事業、第4水源地・川井ポンプ場でございます。①の進捗状況が2月末完成予定。②の進捗状況、同じく2月末完成予定でございます。いずれも内訳につきましてはご覧のとおりでございます。(2)維持管理関係でございますが、1月24日と25日の寒波により、広田の総津地区で凍結漏水が多数発生し、配水池の水位が下がり復旧に時間を要したため、25日から3日間、夜間時間断水を行いました。その間、広田支所に臨時給水所を開設し、28日から通常給水に戻りました。断水対象戸数172戸でございます。

続きまして、学校教育課の関係でございますが、広田地区の3小学校につきまして、保護者、地域との協議を踏まえ、広田小学校を統合先として早期統合を目指すこととなりました。円滑な統合を推進するため、保護者、地域、学校の代表者で構成する統合準備委員会を設置し、1月22日に第1回委員会を開催しました。

社会教育課の関係でございますが、(1)12月5日、文化会館で第11回砦部町人権の町づくり集会を開催し、約400人の参加がありました。宮内小学校4年生による人権劇のほか、南風会の木下いずみさんによる実践報告、梶形浩人さんによるワクワクする人間関係を築こうと題した記念講演も行いました。(2)12月8日、いきいき砦部大賞を尾上泰士さんに贈呈しました。尾上さんは、10月30日から11月1日まで、岐阜県で開催された第36回全日本マスターズ陸上競技選手権大会400m障害40歳の部門で優勝されました。5ページをご覧ください。(3)1月10日、文化会館で平成28年成人式を行い、新成人163人が出席しました。新成人を代表して、佐川奈月さんと藤原佳祐さんが成人の言葉を述べました。式典終了後、らくさぶろうさんによる言葉のチカラと題した記念講演を行いました。(4)1月23日、陶街道ゆとり公園で第5回砦部町ジュニア駅伝大会を実施しました。小・中学生の男女合わせて54チーム、270人が参加し、マラソンの部には138人の児童・生徒が参加しました。以上で行政報告を終わります。

○議長(井上洋一) 以上で、行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 施政方針

○議長（井上洋一） 日程第5、施政方針についてを議題とします。平成28年度の施政方針について説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） それでは、本定例会にあたり、平成28年度の町政運営の基本的な考え方を申し述べ、砥部町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。町民の皆様からのご支援を賜り、町政運営の舵取りを託していただいてから、3年の月日が経過いたしました。まちづくりに携わる者として、相手を思いやる心、人にやさしい心、すべてのものに感謝する心を常に心に持ち、町民の皆様が幸せを感じ、心優しく笑顔で過ごすことができるよう、職員と一丸となり知恵を出し合い、工夫を凝らしながら全力で取り組んでまいりました。町長任期の最終年度となる平成28年度は、町長就任時に掲げた5つの公約の成果を検証し、取り組みが十分でない施策については、より一層の推進を図るとともに、これまで以上にスピード感を持って取り組んでまいります。また、砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げました将来のまちの姿、文化とところがふれあうまちの実現に向け、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組む、砥部焼の産地として、また、子育てに手厚く、さらに文化の薫るアートタウンとして、とりわけ若い世代に住んでみたい、住んで良かったと思っただけのまちづくりに、不退転の決意で取り組んでまいりますので、議員の皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。それでは、平成28年度の施政方針に掲げる最重点項目を5つ掲げ、重点施策の概要を担当部署ごとに説明をいたします。最重点項目1つ目は、人口減少問題への取り組みでございます。本町は、このまま人口減少が続けば、45年後の平成72年には、約1万2,500人になると予想されています。人口減少は、労働力人口の減少、地方経済規模の縮小、社会生活サービスの低下など、様々な問題を抱えており、将来の町政運営を大きく左右いたします。低下する出生率を上げるため、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、砥部町ならではの魅力を最大限に活かし、本町への人口流入を促進し、人口流出に歯止めをかけるため、訪れたい、住んでみたい、そして、住みつけたいと思えるまちづくりを推進します。2つ目は、待機児童の解消と保育施設の老朽化対策への取り組みでございます。ご承知のとおり、待機児童の解消は、喫緊の課題でございます。合わせて、老朽化が著しい麻生保育所につきましても、安全で安心な保育を提供するために施設の更新が必要であります。老朽化対策と保育定員を確保するため、麻生保育所を建て替えるとともに、慢性的な保育士不足の解消に取り組みます。3つ目は、福祉の拠点づくりへの取り組みでございます。人口減少問題への取り組みでも申し上げましたが、私が就任以来、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境を整備するためにも、子どもからお年寄りまでが集えるような福祉の拠点となる施設が必要であると考えております。仮称ではございますが、児童館、老人憩いの家などの機能や地域の人々が集えるコミュニティの場を備えた総合福祉センターの整備に取り組みます。4つ目は、公共施設の長寿命化等への取り組みでございます。急速な人口減少時代を迎え、公共施設の長寿命化と合わせて公共施設の有

効活用が今後の課題でございます。従来の対症療法的な事後保全から計画的な予防保全に転換するとともに、施設のランニングコストを低減するため、学校施設をはじめ、公共施設の計画的な改修に取り組みます。有効活用におきましては、先に申しましたが、福祉の拠点づくりの一環として更なる福祉の強化を目指し、社会教育の拠点であります中央公民館を地域福祉の拠点、災害時の防災拠点として多目的に活用するため、耐震化と大規模改修に向けて取り組んでまいります。5つ目は給食センターの改築への取り組みでございます。平成28年度は、本体工事に着手します。合わせて、設備等の購入計画に基づき、厨房設備の購入や備品類の購入を行います。幼稚園から中学校まで、成長期の異なる子どもたちの発育段階に応じた安全で安心な給食を提供するため、平成29年9月の稼働に向けて準備を行ってまいります。以上5つの最重点項目を申し上げました。続きまして、担当部署ごとに重点施策の概要を申し上げます。

はじめに、総務課関係でございますが、本庁舎は建築から30年近くが経過し、経年劣化が著しいため、今後計画的に改修を実施してまいりたいと考えております。今年度は資材倉庫の改修、庁舎照明のLED化に向けての調査・設計を行います。防災対策におきましては、南海トラフ巨大地震や台風、豪雨などの自然災害に備えるため、災害対策基金を新たに創設いたします。今年度は参議院議員通常選挙と町長及び町議会議員選挙が行われます。投票率の向上を図るため、砥部地区と麻生地区の2か所に期日前投票所を新たに設置し、投票しやすい環境づくりに努めます。

次に、企画財政課関係でございますが、平成29年度に現在の総合計画の計画期間が終了しますので、次期計画の策定に着手いたします。ふるさと納税につきましては、地場産業の振興や交流人口の拡大に繋がることから、返礼品の見直しや拡充を行うとともに、クレジット決済の導入により利便性の向上を図ります。また、地域住民の活動拠点である集会所の耐震化を促進するため、耐震診断費用を助成します。地域公共交通の充実といたしまして、広田地域のデマンドタクシーを継続するとともに、今年度からは砥部地域のバス路線廃止地域についてもデマンドタクシーを運行し、地域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図ります。移住対策の推進として、都会の人材を地域おこし協力隊として雇用し、地域おこし活動の支援を行います。また、建設課が行う空き家実態調査の結果を基に、空き家バンクの立ち上げを進めるとともに、県との連携により、県の空き家バンク等を通じて行われた県外からの移住者に対し、住宅改修費の一部を補助し、県外からの移住を促進します。

次に、戸籍税務課関係でございますが、収納管理におきましては、時効により徴収権を消滅させないよう、時効の中断を図る取り組みを強化します。また、今年1月から交付の始まった個人番号カードにつきましては、住民一人ひとりに丁寧な説明を行い普及促進に努めます。

次に、介護福祉課関係でございますが、子育て支援対策といたしまして、昨年度から実施している子育て用品購入費助成事業の拡充を行います。対象商品の拡大と助成額を

増額し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続け、充実した日常生活を送ることができるよう、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携を図りながら様々な支援事業を展開していきます。

次に、保険健康課関係でございますが、産前産後のケア、子育て世代の支援、働く女性への支援といたしまして、特定不妊治療に対する助成や子育て情報発信サービス事業を継続するとともに、産前産後ケアの充実、乳がん検診の対象年齢の拡大を行います。また、筋力強化を図り、生活習慣病予防、介護予防にも効果のあるノルディックウォーキングを推進します。更に新型インフルエンザ等がまん延した時のための備蓄品や災害時の医療救護所に備える医療用資機材の購入を行います。国民健康保険事業につきましては、健全な財政運営に努めるとともに、特定健診受診率向上のための予約制の導入や生活習慣病重症化予防のための訪問指導の強化を図ります。また、国保診療所では、肩こり、関節痛などの治療に用いる赤外線治療器の買い替えを行い設備の充実を図ります。

次に建設課関係でございますが、延長2m以上の橋の目視点検とトンネルの点検を行うとともに、長寿命化修繕計画に基づき、大岩橋と川登の堂成橋の修繕を行います。また、町道仙波線の待避所設置と役場から文化会館までの町道の拡幅設計を行うなど、町道の適正維持と道路の改良に努めます。更に将来的に地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある特定空き家等の対策として、今年度中に砥部町全域の空き家調査を実施します。

次に、産業振興課関係でございますが、農業の振興におきましては、食糧自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目的とした中山間地域等直接支払事業、耕作放棄地の解消や担い手への農地集積を目的とした農地中間管理事業や人・農地プランの見直し、水田活用・畑作を中心とした経営所得安定対策について、JAや農業委員会等の関係機関と連携して対応し、農地の保全や農業経営の安定に努めます。林業振興におきましても、森林整備地域活動支援交付金事業など国・県の補助を活用し、森林整備を推進してまいります。国の伝統的工芸品である砥部焼の活性化のため、外国人向けの資料の作成やPR動画の配信など知名度及びブランド力向上事業に積極的に取り組むとともに、町産品につきましても、都市部で開催される各種物産展やイベント等への出展を積極的に支援してまいります。

次に、生活環境課関係でございますが、生活系及び事業系のごみの排出抑制、再使用、再生利用を一層推進するとともに、廃棄物処理施設の延命化に努め、適正な維持を行います。また、汲取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、下水道整備計画に沿った整備を着実に進め、生活環境及び公共用水域の水質改善に努めます。上水道第八次拡張事業では、今年度も引き続き、第2、第3、第4水源の電気計装設備改修工事、機械及び滅菌設備改修工事を行います。

次に、国体推進課でございますが、実行委員会を中心に、関係機関・団体と連携を図

りながら準備を進めるとともに、町内での国体の周知啓発やバドミントン競技の振興など開催機運を更に高めていきます。なお、今年度は、国体のリハーサル大会として、バドミントン日本リーグ2部リーグとベ大会を11月に開催します。

次に、学校教育課関係でございますが、児童数の減少が進む広田地区3小学校について、広田小学校での早期統合に向け、保護者、地域及び関係機関との緊密な協議を行い、円滑な統合、魅力ある学校運営の検討を進めます。また、山村留学センターにつきましては、効果的な広報により留学児童の一層の確保に努めます。更に老朽化の進む学校施設については、予防保全の観点から計画的な改修を進め、長寿命化を図るとともに学習環境の向上に努めます。

最後に、社会教育課関係でございますが、えひめ国体の開催に向け、陶街道ゆとり公園の改修整備を行うとともに、いつでも、どこでも、だれでも気軽にできるスポーツやレクリエーション活動の普及促進に努めます。また、老朽化により修繕が必要となった水満田古墳公園の再現施設や井上正夫資料室の修繕など、文化財の保存と顕彰に努めてまいります。

以上、平成28年度の施政方針に掲げる重点施策の概要について申し上げます。なお、詳細につきましては、予算審議の場でご説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。冒頭にも申し上げましたが、今年度は町長任期の最終年度でございます。総仕上げの年として締めくくるためにも、事業の執行にあたりましては、自ら先頭に立ち、職員と一丸となって全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上で施政方針の説明とさせていただきます。

~~~~~

日程第6 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(説明、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第6、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、議案書の5ページをご覧ください。行政不服審査法の改正に伴い、不服申立ての方法が審査請求に一本化されたことなどにより、所要の改正が必要となった関係条例を一括して改正するため、提案するものでございます。今回の行政不服審査法の主な改正点は、旧法において不服申立ての方法は、異議申立てと審査請求

の2通りでございましたが、異議申立て制度が原則廃止され、審査請求に一本化されたこと、それに伴いまして、判定の用語が決定から裁決に変更となったこと、審査請求の期間が60日から3箇月に延長されたこと、第三者機関への諮問が義務付けられたことなどが挙げられます。そこで、これらの改正に伴い、関係する6つの条例をまとめて改正するものでございます。それでは、内容についてご説明をいたします。議案第2号資料1をお手元をお願いいたします。まず、第1条改正として、砥部町情報公開条例の一部改正を行います。1ページの新旧対照表をご覧ください。第17条の見出しを審理員による審理手続に関する規定の適用除外に改め、条文を改正案のとおり改めております。次に、第18条の見出しを審査請求があった場合の審査会への諮問に改め、条文を次の2ページにかけまして、第2項、第3項を追加して改めております。第19条は見出しを審査請求に対する裁決に改め、条文の文言の改め等をしてしております。第20条は見出しを第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続に改め、条文の整備をしてしております。3ページをお願いいたします。第21条、第22条では、それぞれ改正案のとおり条文の文言の整備等を行っております。続いて5ページをお願いいたします。議案第2号資料2、第2条改正として、砥部町個人情報保護条例の一部改正を行います。新旧対照表をご覧ください。目次中第3章、不服申立てを審査請求に、第5章中第52条を第53条に改め、第22条第1項第2号を改正案のとおり改めるものでございます。次に6ページをお願いいたします。第3章を審査請求に改め、第34条の見出しの審理員による審理手続に関する規定の適用除外に、また、条文を改正案のとおり改めております。7ページをお願いいたします。第35条の見出しを審査請求に改め、条文を第1項から次の8ページにかけて第4項まで改正案のとおり改めております。第36条では、見出しの不服申立てを審査請求に改めるとともに条文を改正案のとおり改めております。9ページをお願いいたします。第38条第4項、第39条、そして次の10ページの第40条では、それぞれ、条文中不服申立てを審査請求に改めています。第41条では、見出しを提供資料等の写しの送付等に改め、第1項を加え第2項から第4項の条文を改正案のとおり改めています。11ページをお願いいたします。第42条では、不服申立人を審査請求人に改めています。続きまして12ページをお願いいたします。議案第2号資料3でございます。第3条改正として、砥部町行政手続条例の一部改正を行います。新旧対照表をご覧ください。第3条第10号中、異議申立て及び、決定を削り、第19条第2項第4号中ことのあるを削っております。続いて13ページ、議案第2号資料4をお願いいたします。第4条改正として、砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正を行います。新旧対照表をご覧ください。第4条第2項第1号中又は居所を加え第2号として審査の申出に係る処分の内容を加えています。そして、第3項を改正案のとおり改めまして、14ページをお願いいたします。新たに第6項を加えております。次に、第6条に第2項、第5項を加えるなど改正案のとおり条文の整備をいたしております。更に第11条を15ページにかけまして改正案のとおり改めております。続いて16ページ、議案第2号資料5をお願いいたします。

第5条改正として、砥部町職員の給与に関する条例の一部改正を行います。新旧対照表をご覧ください。第19条の3第2項中の文言を改正案のとおり改めております。続いて17ページ、議案第2号資料6をお願いいたします。第6条改正として、砥部町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正を行います。新旧対照表をご覧ください。第4条の見出しを賦課に対する審査請求に改めるとともに、同条第1項及び第2項を改正案のとおり改めるものでございます。附則としまして、議案書の5ページの方をお願いいたします。まず、第1項でこの条例は、平成28年4月1日から施行するものとしております。また、第2項と第3項では経過措置について規定をしています。以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第7 議案第3号 砥部町行政不服審査会条例の制定について (説明、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第7、議案第3号、砥部町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 議案第3号、砥部町行政不服審査会条例の制定についてご説明いたします。砥部町行政不服審査会条例を次のように定める。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、裏面の方をご覧ください。行政不服審査法の改正に伴い、行政処分への審査請求に対し、町が審理した内容等を第三者機関へ諮問することが義務化されたことにより、第三者機関の設置に関する事項を定めるため、提案するものでございます。それでは、内容についてご説明いたしますので、表面の方にお戻りください。まず、第1条では、この条例の趣旨を規定しております。行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき、事項を定めるものとしております。第2条では、名称を砥部町行政不服審査会とすると規定しております。第3条では、所掌事務について規定しております。第4条では、審査会は委員三人をもって組織すると規定しております。また、第5条では、審査会委員の任期を2年とするなど委員についての規定をしております。第6条では、委員の守秘義務について規定をしております。次に裏面の方をお願いいたします。第7条では、審査会の会長について、第8条では、庶務について、第9条では、委任について規定をしております。また、第10条では、委員が守秘義務違反をした場合の罰則についての規定をしております。附則といたしまして、第1項でこの条例は、平成28年4月1日から施行するものとしております。また、第2項では、審査会の委員の委嘱については、施行日前に行うことができるものとしております。第

3項では、砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、この行政不服審査会委員の報酬日額を定めております。議案第3号資料をご覧ください。この表の改正案のとおり、行政不服審査会委員の日額を1万5千円と規定するものでございます。以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第8 議案第4号 砥部町災害対策基金条例の制定について (説明、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第8、議案第4号、砥部町災害対策基金条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 議案第4号、砥部町災害対策基金条例の制定についてご説明をいたします。砥部町災害対策基金条例を次のように定める。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、災害予防をはじめ、災害が発生した場合の災害復旧、被災地への支援活動等、総合的な災害対策に基金を活用するため、提案するものでございます。それでは、内容の説明をいたします。まず第1条では、この基金の設置目的を規定しております。第2条では、基金として積み立てる額は、毎会計年度の砥部町一般会計歳入歳出予算に定めるところによると規定しております。なお、28年度につきましては、5千万円を予算計上させていただき予定となっております。第3条では、基金の管理について規定をしております。第4条では、基金の運用収益の処理について、第5条では、基金の繰替運用について、第6条では、基金の処分について、また第7条では、委任について、それぞれ規定をしております。附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしております。以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第9 議案第5号 砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

##### (説明、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第9、議案第5号、砥部町人事行政の運営等の状況の公表に



関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 議案第5号、砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について所要の改正が行われたため、提案するものでございます。それでは、内容についてご説明いたします。議案第5号資料の新旧対照表の方をご覧ください。まず、第3条中第1号の次に新たに第2号として職員の人事評価の状況を加えております。次に、第2号を第3号に、第3号を第4号とし、新たに第5号として職員の休業に関する状況を加えております。さらに第4号を第6号に、第5号を第7号とし、新たに第8号として職員の退職管理の状況を加えております。そして、第6号を第9号とし、同号中及び勤務成績の評定の文言を削っております。そして、第7号を第10号に、第8号を第11号に改めるものでございます。それでは、議案書の方にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第10 議案第6号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

（説明、質疑）

○議長（井上洋一） 日程第10、議案第6号、砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 議案第6号、砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきまして、議案書の5ページの方をお願いいたします。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員災害補償法施行令について所要の改正が行われたため、提案するものでございます。それでは、内容についてご説明をいたします。議案第6号資料1をご

用意ください。第1条改正の新旧対照表をご覧ください。1ページをお願いいたします。まず、目次中第5条の2を第5条の3に改めております。次に、附則第5条第1項の表を改めるものでございます。2ページから7ページに渡りまして、一元化法の施行により共済年金が厚生年金に統合されました。そのため厚生年金が支給されるため、表中の中の欄の年金たる補償内容を改正案のとおり改めますとともに、併給調整の対象となる年金の調整率を右の欄のとおり改めるものでございます。7ページの方をお願いいたします。附則第5条第2項の表を次の8ページにかけまして、改正案のとおり改めるものでございます。休業補償について、対象となる年金名を左欄のとおり改めるとともに、その調整率を右の欄のとおり改めるものでございます。次に、9ページの方をお願いいたします。議案第6号資料2、第2条改正の新旧対照表をご覧ください。次の10ページの方をお願いいたします。先に改正条例第1条で改めました第5条第1項及び同条第2項の表中、右の欄の調整率0.86を0.88に改めるものでございます。それでは、議案書の方にお戻りください。3ページをお願いいたします。附則といたしまして、第1項でこの条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するとしております。4ページの方をお願いいたします。第2項では、第1条の規定による改正後の砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成27年10月1日から適用するとしております。また、第3項から第6項では、それぞれ経過措置について規定をいたしてしております。以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第11 議案第7号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

##### (説明、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第11、議案第7号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 議案第7号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、投票管理者及び投票立会人の報酬額を、各投票所の開設時間に応じた額とするため、提案するものでございます。それでは、内容についてご説明をいたします。議案第7号資料の新

旧対照表をご覧ください。別表中投票管理者の1万2,600を1万2,600円を超えない範囲内で砥部町選挙管理委員会が定める額に、期日前投票管理者の1万1,100を1万1,100円を超えない範囲内で砥部町選挙管理委員会が定める額に、投票立会人の1万700を1万700円を超えない範囲内で砥部町選挙管理委員会が定める額に。次に、裏面の方をお願いいたします。期日前投票立会人の9,500を9,500円を超えない範囲内で砥部町選挙管理委員会が定める額にそれぞれ改めるものでございます。それでは、議案書の方にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしております。以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩します。再開は10時45分の予定です。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~

日程第12 議案第8号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
(説明、質疑)

○議長（井上洋一） 再開します。日程第12、議案第8号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 議案第8号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明いたします。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、議案書の11ページをお願いいたします。平成27年8月6日の人事院勧告並びに平成27年10月9日の愛媛県人事委員会勧告に従い、議会議員、特別職及び教育長の期末手当の額並びに職員の給与の額を改定するため、提案するものでございます。それでは、内容についてご説明をいたします。議案第8号資料1をお願いいたします。第1条改正の砥部町職員の給与に関する条例、新旧対照表をご覧ください。1ページをお願いいたします。第18条の3第1項中41万2,200円を41万3,300円に改めます。次に、2ページをお願いいたします。第19条の4第2項第1号中100分の75を100分の85に改めております。また、同条第2号中100分の35を100分の40に、また、附則第9項中100分の0.75を100分の0.85に、100分の75を100分の85に改めます。また、2ページから7ページかけましての別表第1並びに7ページから11ページにかけての別表第2、それぞれ行政職給料表と医療職給料表を改正案のとおり改めるものでございます。

続きまして、12 ページをお願いいたします。議案第 8 号資料 2、第 2 条改正の砥部町職員の給与に関する条例の新旧対照表をご覧ください。第 19 条の 4 第 2 項第 1 号中 100 分の 85 を 100 分の 80 に改めます。また、同条第 2 項中 100 分の 40 を 100 分の 37.5 に改めております。13 ページをお願いいたします。附則第 9 項中 100 分の 0.85 を 100 分の 0.8 に、100 分の 85 を 100 分の 80 に改めるものでございます。続きまして、14 ページをお願いいたします。議案第 8 号資料 3、第 3 条改正の砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧ください。附則第 9 項の見出し及び条文中平成 30 年 3 月 31 日を平成 28 年 3 月 31 日に改めるものでございます。続きまして、15 ページ議案第 8 号資料 4 の方をご覧ください。第 4 条改正、砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表をご覧ください。第 6 条ただし書き中 100 分の 155」とするを 100 分の 160」とするに改めるものでございます。続きまして、16 ページの方をお願いいたします。議案第 8 号資料 5、第 5 条改正の砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表をご覧ください。第 6 条ただし書き中 100 分の 155 を 100 分の 150 に、100 分の 160 を 100 分の 165 に改めるものでございます。次に、17 ページの方をご覧ください。議案第 8 号資料 6、第 6 条改正の砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表をご覧ください。第 4 条ただし書き中 100 分の 155」とするを 100 分の 160」とするに改めるものでございます。次に、18 ページをお願いいたします。議案第 8 号資料 7、第 7 条改正の砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表をご覧ください。第 4 条ただし書き中 100 分の 155 を 100 分の 150 に、100 分の 160 を 100 分の 165 に改めるものでございます。次に、19 ページの方をご覧ください。議案第 8 号資料 8、第 8 条改正の砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の新旧対照表をご覧ください。第 4 条ただし書き中 100 分の 155」とするを 100 分の 160」とするに改めるものでございます。次に、20 ページの方をお願いいたします。議案第 8 号資料 9、第 9 条改正の砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の新旧対照表をご覧ください。第 4 条ただし書き中 100 分の 155 を 100 分の 150 に、100 分の 160 を 100 分の 165 に改めるものでございます。それでは、議案書の方にお戻りください。10 ページをお願いいたします。附則といたしまして、第 1 項で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 5 条、第 7 条及び第 9 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものとしております。第 2 項では、適用日について、第 3 項では、給与の内払について、それぞれ規定を行っております。以上で議案第 8 号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 今、総務課長の方から説明がございました。これによります、値上げによります財政負担といたしますか、歳出負担増はいったいどれぐらい見込まれるの

かお尋ねをいたします。

○議長（井上洋一） 重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。まず、これによりまして議会議員の期末手当、この額が22万6千円増額となります。また、一般会計の人件費の補正によりますところによりますと、特別職につきましては、期末手当の額が8万1千円の増額。共済費につきまして、10万8千円の増額。一般職の給与関係につきましては、給料につきましては、361万3千円の減額。これにつきましては、年度途中の退職者等が発生しておりますので給料については減額となっております。また、職員手当等につきましては、215万4千円の増額。共済費につきましては、226万3千円の減額。これにつきましては、退職手当の負担金が減ったということで、共済費につきましては減額ということになっております。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑を終わります。

~~~~~

日程第13 議案第9号 砥部町職員の旅費に関する条例及び砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
(説明、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第13、議案第9号、砥部町職員の旅費に関する条例及び砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 議案第9号、砥部町職員の旅費に関する条例及び砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町職員の旅費に関する条例及び砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、出張の際の宿泊料には、夕食代と朝食代が含まれているものとしていますが、宿泊先によっては、宿泊料に夕食代と朝食代が含まれていない場合があるため、今回提案するものでございます。この条例改正とともに砥部町職員の旅費に関する規則において夕食代と朝食代を規定し、併せて、町長、副町長、教育長及び議員についても支給できるように所要の改正を行うものでございます。それでは、内容についてご説明をいたします。議案第9号、資料1の方をご覧ください。第1条改正の新旧対照表をご覧ください。まず、砥部町職員の旅費に関する条例の一部改正を行います。第6条第7項中応じ1夜当たりの定額によりを応じてに改めます。また、第18条第1項につきまして、改正案のとおり、宿泊料の額は、宿泊に要する費用の額（当該額に夕食及び朝食の費用が含まれていないときは、規則で定める額を加えた額）又は宿

泊地の区分に応じ、別表第1に定める額のいずれか少ない額とする。に改めます。次に、裏面の方をご覧ください。議案第9号資料2、第2条改正の新旧対照表をご覧ください。砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行います。別表備考に4夕食及び朝食に要する費用については、町長の例による。を加えております。それでは、議案書の方にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしております。以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

~~~~~  
日程第14 議案第10号 砥部町税条例の一部改正について
(説明、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第14、議案第10号、砥部町税条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（岡田洋志） 議案第10号、砥部町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。お手元に議案第10号と資料、新旧対照表をお願いいたします。議案第10号、砥部町税条例の一部改正について。砥部町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の5ページをお願いいたします。提案理由、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため、提案するものでございます。今回の改正の概要でございますが、地方税の猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなど見直しが行われました。その中で、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、一定の事項については、条例で定めることになったものでございます。それでは、改正内容を新旧対照表でご説明させていただきます。議案第10号資料、新旧対照表の1ページをお願いいたします。左側の改正案をご覧ください。第8条では、災害や盗難、事業の廃止などで法定納期限から1年を経過しても納付できない場合、財産状況やその他の事情により徴収を猶予し、分割納付の方法を定めたものでございます。次に、2ページをお願いいたします。第9条では、納税の猶予を受ける金額や期間により担保の提供や申請に必要な書類など、詳細に納税の猶予の申請手続などについて定めたものでございます。次に、5ページをお願いします。第10条では、職権による換価の猶予の手続などについて定めたものでございます。差押財産の売却や差押債権の取立てをすることが換価でございまして、換価をすることで事業継続や生活維持が困難になる恐れがあり、納税について誠

実な意志を有する時に分割納付の規定を整備したものでございます。同じく 5 ページ下でございますが、第 11 条では、前条の職権ではなく納税者等が申請による換価の猶予の
手続などについて定めたものでございます。次に、7 ページをお願いします。第 12 条は、
地方税法第 16 条に規定する徴収の猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予
をする場合の担保を徴する必要がない場合の金額と期間などを定めたものでございます。
同じく 7 ページ下でございます。18 条公示送達につきましては、1 ページの第 8 条で地
方税法の法律番号及び定義規定が置かれたため法とし、同じく第 23 条町民税の納税義務
者等においても 4 ページの地方税法施行令の法律番号及び定義規定が置かれたため令と
したものでございます。次に、8 ページをお願いします。第 81 条は、軽自動車税の課税
免除の規定でございまして、原動機付自転車等を販売する者が、車体試験や販売のため
試乗する商品であって、使用しない軽自動車等に対し課税免除するものでございます。
それでは、議案書の方にお戻りください。5 ページをご覧ください。附則でございます。
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせ
ていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第 15 議案第 11 号 砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の 一部改正について

##### （説明、質疑）

○議長（井上洋一） 日程第 15、議案第 11 号、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田  
ノ浦町民広場条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。前  
田社会教育課長。

○社会教育課長（前田正則） それでは、議案第 11 号、砥部町陶街道ゆとり公園及び  
砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について説明させていただきます。砥部町陶街道  
ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
平成 28 年 2 月 23 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、砥部町陶街道  
ゆとり公園クローカー場に武道場を新設したことに伴い、利用料金に関する事項を定め  
るため、提案するものでございます。砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広  
場条例の一部を改正する条例でございますが、別添の議案第 11 号の資料、条例の新旧対  
照表をご覧ください。右側の現行の別表第 11 条関係、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部  
町田ノ浦町民広場利用料金表中の陶街道ゆとり公園クローカー場、半日 750、1 面当  
たりを左側の改正案、陶街道ゆとり公園武道場（全面）1 時間 1,000、陶街道ゆとり公園  
武道場（半面）1 時間 500、陶街道ゆとり公園武道場空調設備、1 時間 300 に改めるも

のでございます。議案にお戻りください。附則でございます。この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

~~~~~

- 日程第 16 議案第 12 号 平成 27 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 13 号 平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 14 号 平成 27 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 15 号 平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 16 号 平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 27 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（井上洋一） 日程第 16、議案第 12 号から日程第 21、議案第 17 号までの平成 27 年度補正予算 6 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、補正予算につきましてご説明をさせていただきます。私からは、議案第 12 号の一般会計から議案第 15 号の浄化槽特別会計までの補正予算につきましてご説明をさせていただきます。はじめに一般会計について説明をさせていただきます。補正予算書をお手元をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 12 号、平成 27 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号。平成 27 年度砥部町の一般会計補正予算第 5 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 2,299 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84 億 7,613 万 2 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。第 2 条、繰越明許費、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表、繰越明許費による。平成 28 年 2 月 23 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3 ページをお願いいたします。歳出補正 2 億 2,299 万 7 千円の主なものについてご説明をさせていただきます。全体的なところで、企業会計などによります人件費補正がございます。また、市町振興協会の交付金の増額、その他国県支出金などの増減に伴いまして、財源組替を行っております。まず、1 款議会費でございますが、34 万 7 千円増額し 1 億 1,936 万 1 千円といたしました。内容につきましては、人件費の補正でございます。次に、2 款総務費でございますが、2 億 174 万 9 千円増額し 12 億 3,717 万円といたしました。内容でございますが、1 項総務

管理費で、財政調整基金への積立金 1 億 6,059 万 7 千円の増額。情報セキュリティ強化事業 4,326 万 5 千の増額などがございます。なお、この情報セキュリティ強化事業につきましては、全額翌年度に繰り越すものがございます。次に、3 款民生費でございますが、3,829 万 4 千円を増額し 26 億 2,877 万 6 千円といたしました。内容でございますが、1 項社会福祉費で臨時福祉給付金支給事業 8,775 万 7 千円の増額、国保特別会計への繰出金 484 万 1 千円の減額。2 項児童福祉費で、保育所の臨時雇賃金 4,150 万円の減額などがございます。次に、4 款衛生費でございますが、69 万 2 千円増額し 7 億 6,430 万 6 千円といたしました。内容は人件費の補正でございます。次に、6 款農林水産業費でございますが、1,143 万 3 千円減額し 2 億 7,373 万 4 千円といたしました。内容でございますが、対象集落の減少などによりまして、中山間地域等直接支払交付金 1,137 万 5 千円の減額などがございます。次に、7 款商工費でございますが、21 万 3 千円増額し 2 億 551 万 3 千円といたしました。内容は人件費の補正でございます。次に、8 款土木費でございますが、650 万 2 千円を増額し 6 億 3,712 万 8 千円といたしました。内容でございますが、2 項道路橋りょう費で、土木建設事業の県営事業負担金 738 万 9 千円の増額などがございます。次に、9 款消防費でございます。43 万 4 千円増額し 4 億 6,160 万 4 千円といたしました。内容につきましては、伊予消防等事務組合への負担金の増額でございます。次に、10 款教育費でございますが、1,380 万 1 千円減額し 14 億 9,256 万 5 千円といたしました。内容でございますが、4 款幼稚園費で、幼稚園の臨時雇賃金 950 万円の減額などがございます。2 ページをお願いいたします。歳入でございます。特定財源といたしまして、13 款国庫支出金 8,916 万 5 千円。14 款県支出金 930 万 7 千円の減額。19 款諸収入 443 万 8 千円などがございます。一般財源といたしまして、6 款地方消費税交付金 6,669 万 9 千円。9 款地方交付税、普通交付税でございますが、2,435 万 4 千円。18 款繰越金 4,744 万 1 千円を充てております。次に、4 ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。ご覧の 9 件の繰り越しがございます。はじめに、1 番上の情報セキュリティ強化対策事業につきましては、住民情報の流出防止のための経費で、国の補正に対応したものでございます。補正予算に計上いたしました 4,326 万 5 千円全額を繰り越すものがございます。次の個人番号カード交付事業につきましては、カードの交付事業を行っております地方公共団体情報システム機構に対する交付金でございますが、今回 366 万円の増額補正を行った上で、概算交付いたしました残りの 626 万 6 千円を繰り越すものがございます。次の臨時福祉給付金支給事業でございますが、国の補正予算に対応したもので、補正予算に計上いたしました 8,775 万 7 千円を全額繰り越すものがございます。次の土木費の 6 件でございますが、これにつきましては、設計図書の作成、地元との協議、また用地契約などに日数を要したために繰り越すものがございます。砥部町道路ストック点検委託業務で 105 万円、町道重光赤坂線道路維持工事で 1,320 万円、砥部町橋梁長寿命化修繕計画策定委託業務で 350 万円、幸田橋橋梁修繕工事で 370 万円、矢取橋橋梁修繕工事で 2,460 万円、町道原町上の段線ほか 1 線道路改良工事で

1,110万円を繰り越すものでございます。一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、特別会計につきましてご説明をさせていただきます。はじめに国民健康保険事業特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書をお手元によりしくお願いいたします。1ページをご覧いただきたいと思います。議案第13号、平成27年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号。平成27年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,855万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,458万1千円とする。直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,892万8千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いいたします。まず、事業勘定の歳出でございますが、補正額3,855万円の内容でございます。10款諸支出金のうち、1項償還金及び還付加算金でございますが、療養給付費等負担金などの過年度の超過交付金を返還するため3,061万1千円を増額をいたしました。2項の繰出金につきましては793万9千円でございます。施設勘定に対するもので、調整交付金等の拡充によるものでございます。2ページをお願いいたします。歳入でございますが、3款国庫支出金のうち国庫補助金793万9千円と10款繰越金3,061万1千円でございます。

続きまして、直営診療施設勘定でございます。5ページをお願いいたします。補正額39万8千円の内容につきましては、人件費の補正でございます。4ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございますが、1款診療収入のうち、受診者数の減少により外来収入を270万円減額をいたしました。8款繰入金のうち、1項他会計繰入金、これは一般会計からでございますが、484万1千円減額をいたします。2項、これは事業勘定からの繰入金でございますが、793万9千円を増額いたしました。国民健康保険事業特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、とべの館特別会計を説明させていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第14号、平成27年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号。平成27年度砥部町のとべの館特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ673万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,326万3千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いいたします。歳出でございます。補正額673万7千円の内容でございますが、これにつきましては、基金への積立金でございます。2ページ、歳入をお願いいたします。歳入につきましては、2款繰越金671万9千円などを充てております。とべの館特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、浄化槽特別会計につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第15号、平成27年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第2号。平成27年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,446万8千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いいたします。歳出でございます。補正額12万8千円の内容でございますが、これにつきましては人件費の補正でございます。2ページをお願いいたします。歳入でございますが、全額繰越金を充てております。以上で議案第12号の一般会計から第15号の浄化槽特別会計までの補正予算につきまして、説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 引き続きまして議案第16号、17号についてご説明申し上げます。まず、議案第16号からお願いいたします。平成27年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。第1条、平成27年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず、収入ですが、1款2項営業外収益を135万円減額し2億553万円とし、収入合計を2億5,650万5千円とするものです。主な減額要因ですが、企業債の支払利息の減による一般会計からの補助金の減額でございます。次に支出でございます。1款1項営業費用を2千円減額し2億3,222万2千円にし、2項営業外費用を142万3千円減額し1,179万6千円とし、支出合計を142万5千円減額し2億4,467万4千円とするものでございます。主な減額要因は、企業債の支払利息の減によるものでございます。次に第3条、予算第4条本文括弧書中不足する額4,826万円を不足する額4,534万円に、過年度分損益勘定留保資金3,526万円を過年度分損益勘定留保資金3,234万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず、収入ですが、1款3項補助金を300万円増額し1億3,290万円とし、収入合計を3億6,201万5千円とするものでございます。この増額要因ですが、下水道工事に伴います国庫補助金の追加内示でございます。次に支出でございます。1款1項建設改良費を8万円増額し3億4,035万5千円とし、支出合計を4億735万5千円とするものでございます。これは給与改定に伴います人件費でございます。次に第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、職員給与費を26万8千円増額し4,127万4千円とするものでございます。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。

続きまして、議案第17号をお願いいたします。平成27年度砥部町水道事業会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。第1条、平成27年度砥部町水道事業会計の補

正予算第2号は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。1款1項営業費用を2,781万6千円増額し、支出合計を3億3,881万2千円とするものでございます。この主な要因は、27年度中に施工いたしました工事に伴い、残存価格のある資産の除却費で現金の支出はございません。次に第3条、予算第4条本文括弧書中不足する額1億1,672万4千円を不足する額1億1,679万1千円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億683万7千円を過年度分損益勘定留保資金1億690万4千円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。1款1項建設改良費で6万7千円増額し、支出合計を3億678万4千円とするものでございます。これは給与改定に伴う人件費でございます。次に第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、職員給与費を17万4千円増額し4,221万2千円とするものでございます。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第16号、17号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号から議案第17号までの16件は、お手元に配布の常任委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第17号までの16件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することに決定しました。

ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時30分 休憩

午後1時10分 再開

~~~~~

日程第22 議案第18号 平成28年度砥部町一般会計予算  
日程第23 議案第19号 平成28年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第24 議案第20号 平成28年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第25 議案第21号 平成28年度砥部町介護保険事業特別会計予算  
日程第26 議案第22号 平成28年度砥部町とべの館特別会計予算  
日程第27 議案第23号 平成28年度砥部町とべ温泉特別会計予算  
日程第28 議案第24号 平成28年度砥部町農業集落排水特別会計予算  
日程第29 議案第25号 平成28年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 30 議案第 26 号 平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 31 議案第 27 号 平成 28 年度砥部町水道事業会計予算

(説明、質疑、予算特別委員会付託)

○議長 (井上洋一) 再開します。日程第 22、議案第 18 号から日程第 31、議案第 27 号までの平成 28 年度当初予算 10 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長 (大江章吾) それでは、28 年度の当初予算につきましてご説明をさせていただきます。私から議案第 18 号の一般会計から議案第 25 号の浄化槽特別会計までを説明をさせていただきます。まず、全体的な内容につきましてご説明をさせていただきます。平成 28 年度当初予算の概要をお手元にお願いをいたします。12 ページをお願いいたします。まず、町全体の概要でございます。特別会計も含めた全体の状況でございますけれども、まず、一般会計でございます。一番上の一般会計というところでございますけれども、一般会計につきましては、77 億 1,866 万 2 千円で、対前年度 1 億 8,161 万 8 千円の増加でございます。対前年度 2.4%の増加でございます。増加の主な要因といたしまして、武道場の建設が終了したことなどにより教育費が約 1 億 4,800 万円減額となっております。また、財産管理費や振興対策費、選挙費、国体推進費、また、水道会計への出資金の増加などによりまして、総務費と衛生費で約 2 億 5,900 万円増加したことなどがございます。特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計から浄化槽特別会計までの 7 つの特別会計の合計が、55 億 3,316 万 2 千円で、対前年度 3,148 万 5 千円、0.6%の増加でございます。大幅に増加いたしました会計は、国民健康保険事業特別会計の事業勘定で 5,599 万 5 千円増加しております。これは保険給付費が約 3,900 万円、共同事業拠出金が約 1,300 万円、あと予備費が 2 千万円増加したことなどが主な要因でございます。後期高齢者医療特別会計につきましては、2,141 万 4 千円増加しています。主な要因といたしましては、保険料率の改定や軽減拡大により保険料の増加と基盤安定事業負担金の増加などによりまして、広域連合負担金が約 2,300 万円増加をいたしました。減少した会計では、介護保険事業特別会計の保険事業勘定で 3,552 万 6 千円減少しております。主な要因といたしまして、保険給付費の地域密着型介護サービス給付費約 3,400 万円増加いたしましたが、施設介護サービス給付費が約 8,700 万円減少したことなどにより 3,552 万 6 千円減少をしております。公営企業会計につきましては、公共下水道事業会計と水道事業会計合わせまして 18 億 7,942 万 5 千円で、4 億 4,112 万 6 千円、30.7%の増加でございます。水道事業会計で 3 億 3,026 万円と大幅に増加をしております。第 8 次拡張事業の工事費の増加などが主な要因となっております。以上合計 151 億 3,124 万 9 千円で、対前年度 6 億 5,422 万 9 千円増加をいたしました。4.5%の増加でございます。右のページの 13 ページでございますが、このグラフにつきましては、当初予算の推移を表したものでございます。24 年度以降増加傾向にございます。次のページ、14 ページをお願いをいたします。町債の状況でございます。上の表の合計の

一番右の欄をご覧ください。28年度末で117億7,740万9千円を見込んでいます。27年度末に比べまして、約5億7千万円増加する見込みです。大きく増加するのが一般会計で約2億8千万円増加をいたします。下のグラフを見ていただくとわかるように、公共下水道事業の会計で残高が伸びております。右のページ、15ページをお願いいたします。こちらは人件費の状況でございます。上の表を見ていただくと、28年度は全体で15億3,343万4千円で、対前年度3,983万6千円減少をしております。主に一般会計で2,675万3千円減少をしております。共済費と退職手当が大きく減少をしております。下の表は、臨時職員の賃金でございます。28年度は全体で4億4,270万5千円で2,408万5千円増加をしております。主に一般会計の増加でございます。次に一般会計の歳入の概要につきましてご説明をさせていただきます。17ページをお願いいたします。ここからは一般会計の歳入の状況でございます。上の表の一番上、28年度の町税は20億4,800万7千円で、対前年度4,708万9千円の増加でございます。以下、町債まで増減の大きいものでは、次の交付税等の1億3,900万円の増加、国県支出金の9,742万8千円の減少、その他の8,846万1千円の減少、町債の1億8,960万円の増加でございます。それでは、個別にご説明をさせていただきます。下の表でございますけれども、下の表は町税の状況でございます。個人町民税につきましては、27年度から個人町民税の徴収方法が普通徴収から特別徴収に変わったことにより、27年度につきましては、税収が減少いたしました。28年度は平年度化されるなど、対前年度1,119万5千円増加すると見込んでおります。法人町民税につきましては、税率の引き下げにより826万9千円の減収でございます。固定資産税につきましては、新築家屋などの増加を見込み4,354万4千円増加すると見込んでおります。次のページ、18ページをお願いいたします。交付税等につきましては、28億6,850万円で、対前年度1億3,900万円の増加で、主に地方消費税交付金と普通交付税の増加でございます。地方消費税交付金につきましては、消費税率が8%となったことにより大幅に増加をしております。普通交付税につきましては、合併後10年を経過いたしまして、一本算定へと切り替わる減少期に入っております。しかし、地方の実態と乖離しないよう見直しがかかっております。27年度の普通交付税の交付額は約25億円ですので、補正財源も考慮いたしまして予算計上をしております。下の表の分担金・負担金・使用料等でございますが、2億9,805万9千円で、対前年度818万2千円減少をしております。分担金・負担金が減少して、使用料・手数料が増加をしておりますが、これにつきましては、子ども・子育て支援新制度になったことによりまして、保育所の保護者負担金が保育所使用料に変わったことによるものでございます。右の19ページをお願いいたします。国県支出金でございますが、9億8,612万7千円で、対前年度9,742万8千円減少しました。主に県支出金の減少によるものでございますが、主な減少の要因といたしましては、武道場の建設工事に対する補助金がなくなったことによるものでございます。下のその他の収入でございますが、7億6,476万9千円で、対前年度8,846万1千円減少をしております。主に繰入金の減少によるものでございます。

が、新たにとべの館運営基金から 500 万円を繰入をいたしますが、財政調整基金からの繰入金金が 1 億円減少したことによるものでございます。21 ページをお願いをいたします。上の表でございまして、ご覧の 10 件につきまして、町債を借りる予定でございまして。7 億 5,320 万円借り入れる予定でございまして。今年度も臨時財政対策債を 3 億円予定をしております。歳入の予定につきましては、以上でございまして。それでは、各会計につきまして、ご説明をさせていただきます。一般会計の予算書をお願いをいたします。1 ページをお願いをいたします。議案第 18 号、平成 28 年度砥部町一般会計予算。平成 28 年度砥部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 77 億 1,866 万 2 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。第 2 条、債務負担行為、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表、債務負担行為による。第 3 条、地方債、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。第 4 条、一時借入金。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10 億円と定める。第 5 条、歳出予算の流用、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員の手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成 28 年 2 月 23 日提出、砥部町長佐川秀紀。12 ページをお願いをいたします。歳出でございまして。まず、議会費が 1 億 449 万 6 千円、総務費が 10 億 1,592 万 9 千円、民生費が 24 億 8,739 万 2 千円、衛生費が 8 億 5,801 万 9 千円、労働費が 2,692 万 6 千円、農林水産業費が 2 億 1,545 万 5 千円、商工費が 1 億 6,488 万 9 千円、土木費が 5 億 940 万 3 千円、消防費が 5 億 1,769 万 3 千円、教育費が 12 億 6,786 万 5 千円、公債費が 5 億 4,059 万 5 千円、予備費が 1 千万円、計 77 億 1,866 万 2 千円でございます。この中で総務費と衛生費が大きく伸びております。総務費につきましては、電算機器システム改修費や国勢調査調査費、県議会議員選挙費、約 4,400 万円減少しております。人件費につきましても約 2,800 万円減少しております。しかし、財産管理費や振興対策費、参議院議員選挙費、町長・町議会議員選挙などの選挙費で約 5,700 万円、徴税費で約 1,500 万円、国体推進費で約 8 千万円増加したことなどが主な要因でございまして。衛生費につきましては、水道事業特別会計への出資金が約 1 億 3,400 万円増加したことなどが主な要因でございまして。反対に、教育費が 1 億 4,841 万 8 千円と大幅に減少をしております。給食センターの改築事業、中央公民館の講堂の改修、井上正夫展示室の整備などで予算が増加しているものの、武道場の建設工事が完了したことなどにより、体育施設費が約 2 億 9 千万円減少していることなどが主な要因でございまして。歳入につきましては、先ほど概要説明をもって説明に代えさせていただきます。予算の内容につきましては、平成 28 年度の当初予算

の概要に取りまとめております。すでにお目通しのこととしますので、今後ご審議いただくこととなりますので、個別の事項につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。それでは、6ページをお願いいたします。債務負担行為につきましてご説明をさせていただきます。新たに17件の債務負担行為を設定を予定しております。まず、一番上のホームページの保守委託料に対する債務負担でございますが、28年度にホームページの改修を予定しております。29年度以降、保守委託に対するもので、33年度までの限度額が493万8千円でございます。次の5件につきましては、公用車の借上料に対する債務負担でございます。リースの更新又はリースへの切り替えによるものでございますが、すべて軽四自動車で車検の違いで乗用タイプのもので29年度から35年度まで、貨物タイプのものにつきましては、29年度から34年度までとなっております。限度額につきましては、上から134万5千円、132万8千円、134万8千円、125万2千円、172万8千円でございます。次の第2次総合計画策定支援業務委託料に対する債務負担につきましては、現在、総合計画の期間が29年度までとなっておりますので、28年度と29年度の2か年で策定するための委託料でございます。期間は29年度で限度額が679万3千円でございます。次の2件の固定資産評価システム構築委託料につきましては、固定資産を適正に評価するためのシステム構築でございます。2件とも期間は29年度で、限度額は、農地・山林につきましては825万円、広田地域宅地等につきましては638万円でございます。次の砥部焼陶芸塾運営委託料に対する債務負担につきましては、砥部焼陶芸塾の開催に伴うもので、期間が29年度、限度額が211万2千円でございます。続きまして7ページをお願いいたします。右のページでございます。上から3件につきましては、施設管理に関するものでございます。契約が終了いたします。新たに契約するものでございます。伝統産業会館の設備補修につきましては、期間が29年度から32年度まで、限度額が437万6千円。次の清掃業務につきましては、期間が同じく29年度から32年度まで、限度額が1,066万8千円。その下の小学校機械警備につきましては、期間が29年度から33年度までで、限度額が499万1千円でございます。次の中学校高速フルカラー印刷機借上料に対する債務負担につきましては、新たに借り上げるものでございます。期間が29年度から33年度までで、限度額が475万5千円でございます。次の給食運搬車購入費に対する債務負担につきましては、給食センターの開始に合わせて4台の購入を予定しております。製造に約6か月程度期間がかかるということでございますので、給食センターの開始に合わせるために28年度に契約する必要があるためでございます。期間が29年度で、限度額が1,961万5千円でございます。次の2件につきましては、坂村真民記念館特別企画展に関するもので、期間は2件とも29年度、限度額は主催業務委託料に対するものが55万円、PR業務委託料に対するものが33万円でございます。次に、8ページをお願いします。1枚めくっていただきまして、次のページでございます。地方債につきましてご説明させていただきます。今年度は、ご覧の7件を予定をしております。一番上の公共事業等につきましては、限度額が1,660万円



で、橋梁長寿命化修繕事業に対するものでございます。防災対策事業につきましては、限度額が1,650万円で、消防団第9分団詰所工事に対するものが1,560万円、7分団詰所の設計等に対するものが90万円でございます。合併特例事業につきましては、限度額が2億1,300万円で、学校給食センター改築事業の設備等の購入に対するものでございます。緊急防災減災事業につきましては、限度額が1,090万円で、県の防災通信システム更新に係る負担金に対するものでございます。過疎対策債につきましては、限度額が2,020万円で、国保診療所の赤外線治療機器整備のための繰出金に対するものが180万円。町道仙波線道路改良事業に対するものが1千万円。広田地域の簡易給水施設改良事業に対するものが840万円でございます。一般会計出資債につきましては、限度額が1億7,600万円で、上水道第8次拡張事業の一般会計出資金に対するものでございます。最後に臨時財政対策債3億円でございます。一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、特別会計につきましてご説明をさせていただきます。はじめに、国民健康保険事業特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書をお手元をお願いいたします。議案第19号、平成28年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算。平成28年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、事業勘定29億2,569万7千円、直営診療施設勘定7,760万7千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。第2条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3億円、直営診療施設勘定2千万円と定める。第3条、歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。12ページをお願いいたします。事業勘定の歳出でございます。28年度予算は、29億2,569万7千円で、対前年度5,599万5千円増加をしております。保険給付費が約3,900万円、共同事業拠出金が約1,300万円、予備費が2千万円増加をいたしました。1人当たりの医療費が増加傾向にあることや退職者医療制度の廃止などによりまして、一般被保険者に係る療養給付費が大幅に伸びております。退職被保険者に係るものにつきましては、順次減少をしております。歳入でございますが、10、11ページをお願いいたします。1款の国民健康保険税が4億7,413万9千円で、被保険者の減少や低所得者に対する保険税軽減拡大などにより3,180万1千円減少をしております。3款の国庫支出金につきましては、5億7,053万7千円で、療養給付費等負担金や調整交付金の増加などによりまして6,839万8千円増加をいたしました。療養給付費等交付金につきましては、8,187万7千円で、9,313万円と大幅に減少をしております。次に、施設勘定でございますが、44、45ページをお願いいたします。28年度予算は、7,760

万7千円で、対前年度35万4千円減少をしております。今年度は、赤外線治療器の購入により医療用機器購入費が増加いたしました。患者数の減少によりまして医薬品の購入費が減少し、医業費が125万8千円減少をいたしました。歳入でございますが、42、43ページをお願いいたします。1款の診療収入2,757万6千円と8款繰入金、これは一般会計の繰入金と事業勘定からの繰入でございますが、4,998万2千円でほとんどを賄っております。国民健康保険事業特別会計につきましては、以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計につきまして、ご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第20号、平成28年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算。平成28年度砥部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,841万7千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。8ページをお願いいたします。28年度につきましては、2億4,841万7千円で、対前年度2,141万4千円増加をいたしました。保険料率の改定や軽減拡大により、保険料の増加と基盤安定事業負担金の増加などによりまして、2款の後期高齢者医療広域連合負担金が2,254万3千円増加をいたしました。歳入でございますが、6、7ページをお願いいたします。1款の後期高齢者医療保険料1億6,575万4千円と3款の繰入金、一般会計からの繰入でございますが、7,739万5千円が主なものでございます。この会計につきましては、保険料などを受け入れて広域連合に納めることが主となっております。後期高齢者医療特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第21号、平成28年度砥部町介護保険事業特別会計予算。平成28年度砥部町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、保険事業勘定20億2,735万4千円、介護サービス事業勘定4,449万6千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。第2条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定2億円、介護サービス事業勘定200万円と定める。第3条、歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。12ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。28年度は20億2,735万4千円で、対前年度3,552万6千円減少をいたしました。2款保険給付費が19億4,263万9千円で、3,197万5千円減少をいたしました。保険給付費の地域密着型介護サービス給付費や介護予防サービス等諸費で増加をいたしました。施設介護サービス事業給付費が約8,716万1千円と大きく

減少をしております。歳入でございますが、10、11 ページをお願いいたします。1 款の介護保険料が4億2,177万2千円で、1,486万3千円減少をいたしました。歳出の保険給付費が減少した分、国県支出金、支払基金交付金、一般会計からの繰入金等も減少をしております。次に、介護サービス事業勘定の歳出でございますが、50 ページをお願いいたします。28年度は4,449万6千円で、対前年度115万5千円減少をいたしました。この会計でございますが、居宅介護サービス事業と介護予防サービス事業で構成されております。居宅サービス事業につきましては、高齢者生活福祉センターで広寿会に委託をしてデイサービス事業を行っております。介護予防サービス等事業につきましては、包括支援センターでケアプランなどの作成を行っております。2 款のサービス事業費は4,448万4千円で、対前年度115万2千円の減少となり、これは委託料の減少でございます。歳入でございますが、48、49 ページをお願いいたします。ほとんどを1 款の介護サービス収入4,326万5千円で賄っておりますが、今年度は利用者の減少により、一般会計から123万円の繰り入れを行っております。介護保険事業特別会計につきましては以上でございます。

次に、とべの館特別会計につきまして説明させていただきます。予算書の1 ページをお願いいたします。議案第22号、平成28年度砥部町とべの館特別会計予算。平成28年度砥部町とべの館特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,669万8千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算による。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。8 ページをお願いいたします。28年度につきましては、3,669万8千円で、17万2千円増加をいたしました。歳入でございますが、6、7 ページをお願いいたします。ご覧のとおり、ほとんどを売店収入3,520万円と繰越金126万6千円で賄っております。とべの館につきましては以上でございます。

次に、とべ温泉特別会計につきまして、ご説明をさせていただきます。予算書の1 ページをお願いいたします。議案第23号、平成28年度砥部町とべ温泉特別会計予算。平成28年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,246万7千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。第2条、債務負担行為、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。8 ページをお願いいたします。28年度は5,246万7千円で、564万5千円減少いたしました。主な要因でございますが、燃料費の減少とそして備品購入費の減少でございます。歳入でございますが、6、7 ページをお願いいたします。事業収入を3,871万9千円見込んでおります。その他収入が不足するため、一般会計から1,349万円を繰入を行います。次に4 ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。2件でございます。とべ温泉設備保守管理委託料に対する債務負担、期間が平成29年度から32年度、限度額が813万

6千円でございます。もう1件、とべ温泉清掃業務委託料に対する債務負担、期間が29年度から32年度まで、484万8千円。この2件でございます。とべ温泉特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、農業集落排水特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第24号、平成28年度砥部町農業集落排水特別会計予算。平成28年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,005万6千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。8ページをお願いいたします。28年度の歳入は3,005万6千円で、対前年度240万4千円減少をいたしました。施設の長寿命化計画を策定するための機能診断調査費の減少などによるものでございます。歳入でございますが、6、7ページをお願いいたします。使用料、手数料は、前年度並みの886万3千円。その他国庫支出金と一般会計からの繰入金が主なものでございます。国庫支出金につきましては、機能診断調査費の減少に伴い歳入も減少をしております。農業集落排水特別会計については以上でございます。

最後に、浄化槽特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第25号、平成28年度砥部町浄化槽特別会計予算。平成28年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,037万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。平成28年2月23日提出、砥部町長佐川秀紀。8ページをお願いいたします。平成28年度は9,037万円で、101万2千円減少をいたしました。今年度は、27年度のシステム改修費などで浄化槽管理費が1,300万5千円減少いたしましたが、基金の積立金が1,199万3千円増加をしております。歳入でございますが、6、7ページをお願いいたします。1款事業収入6,811万9千円と5款繰越金2,145万9千円がほとんどを占めております。浄化槽特別会計につきましては以上でございます。以上で一般会計、特別会計の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上洋一） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 引き続きまして、議案第26号、27号について説明申し上げます。議案第26号、平成28年度砥部町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。第1条、平成28年度砥部町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条は、業務の予定量を定めています。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入は、第1款下水道事業収益合計額2億9,705万6千円。支出は、第1款下水道事業費用合計額2億8,332万1千円でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対する不足する額1億886万2千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,100

万円と過年度分損益勘定留保資金 8,786 万 2 千円で補てんするものとする。収入は、第 1 款下水道資本的収入合計額 5 億 4,250 万円。支出は、第 1 款下水道資本的支出合計額 6 億 5,136 万 2 千円でございます。次のページをお願いいたします。第 5 条、債務負担行為の設定で、砥部浄化センター等の維持管理業務を引き続き民間委託いたします。期間は平成 29 年度から 31 年度までの 3 年間とし、限度額は 1 億 3,800 万円です。28 年度末で維持管理契約期間が終了するための措置でございます。第 6 条、起債ですが、起債の目的は公共下水道事業費、限度額は 2 億 6,850 万円、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様でございます。第 7 条、一時借入金の限度額は、5 億円と定めています。第 8 条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めています。第 9 条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費で 4,949 万 4 千円としています。第 10 条、他会計からの補助金で、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 1 億 3,500 万円と定めています。平成 28 年 2 月 23 日提出、砥部町長佐川秀紀。

続きまして、議案第 27 号でございます。平成 28 年度砥部町水道事業会計予算についてご説明いたします。第 1 条、平成 28 年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第 2 条は、業務の予定量を定めています。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入は、第 1 款水道事業収益合計額 3 億 5,496 万 7 千円。支出は、第 1 款水道事業費用合計額 3 億 7,989 万 1 千円でございます。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 1,665 万 1 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,963 万 5 千円と過年度分損益勘定留保資金 8,701 万 6 千円で補てんするものいたします。収入は、第 1 款水道資本的収入合計額 4 億 4,820 万円、支出は、第 1 款水道資本的支出 5 億 6,485 万 1 千円でございます。次のページをお願いいたします。第 5 条、企業債でございます。起債の目的は水道事業費、限度額は 2 億 2,020 万円、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計度同様でございます。第 6 条では、一時借入金の限度額は 2 億円と定めています。第 7 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用についてを定めています。第 8 条で、議会の議決を経なければ流用できない経費は職員給与費で 5,737 万 3 千円を計上しています。第 9 条、たな卸資産購入限度額は 1 千万円と定めています。平成 28 年 2 月 23 日提出。砥部町長佐川秀紀。以上で議案第 26 号、27 号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。（質疑なし）

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 18 号から議案第 27 号までの平成 28 年度当初予算 10 件については、16 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上洋一) 異議なしと認めます。よって議案第18号から議案第27号までの平成28年度当初予算10件については、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をしました。

お諮りいたします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上洋一) 異議なしと認めます。よって予算特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定をしました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後1時57分 休憩

午後1時58分 再開

○議長(井上洋一) 再開します。予算特別委員会正副委員長の互選結果が議長の手元にまいりましたので報告します。予算特別委員会委員長に大平弘子君が、副委員長に山口元之君が互選されました。ご協力のほどよろしく申し上げます。

本日、各常任委員会及び予算特別委員会に付託しました議案の審査結果については、3月16日の本会議で申し上げます。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午後1時59分 散会

平成 28 年第 1 回砥部町議会定例会（第 2 日） 会議録

|                                                                      |                                                                                                               |                                                                      |                                                              |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                                | 平成 28 年 3 月 1 日                                                                                               |                                                                      |                                                              |
| 招 集 場 所                                                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                      |                                                                      |                                                              |
| 開 会                                                                  | 平成 28 年 3 月 1 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                              |                                                                      |                                                              |
| 出席議員                                                                 | 1 番 小西昌博<br>5 番 佐々木隆雄<br>8 番 大平弘子<br>11 番 西村良彰<br>14 番 中島博志                                                   | 3 番 菊池伸二<br>6 番 森永茂男<br>9 番 政岡洋三郎<br>12 番 井上洋一<br>15 番 平岡文男          | 4 番 松崎浩司<br>7 番 西岡利昌<br>10 番 山口元之<br>13 番 土居英昭<br>16 番 三谷喜好  |
| 欠席議員                                                                 | 2 番 古川孝之                                                                                                      |                                                                      |                                                              |
| 地方自治法<br>第 121 条<br>第 1 項の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 武智省三<br>広田支所長 佐伯修二<br>戸籍税務課長 岡田洋志<br>介護福祉課長 門田伸介<br>産業振興課長 萬代喜正<br>国体推進課長 西松伸一<br>学校教育課長 坪内孝志 | 副町長<br>総務課長<br>企画財政課長<br>保険健康課長<br>建設課長<br>生活環境課長<br>会計管理者<br>社会教育課長 | 上田文雄<br>重松邦和<br>大江章吾<br>相原清志<br>白形敏明<br>柿本 正<br>大野哲郎<br>前田正則 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                   | 議会事務局長<br>庶務係長                                                                                                | 丸本正和<br>中山晃志                                                         |                                                              |
| 傍聴者                                                                  | 25 人                                                                                                          |                                                                      |                                                              |

平成 28 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

日程第 1 一般質問

・散 会



平成 28 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 28 年 3 月 1 日 (火)

午前 9 時 30 分開議

○議長（井上洋一） ただいまから本日の会議を開きます。日程に入るに先立ち報告します。2 番古川孝之君から欠席届が提出されております。

~~~~~

日程第 1 一般質問

○議長（井上洋一） 日程第 1、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は 35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは質問を許します。3 番菊池伸二君。

○3 番（菊池伸二） おはようございます。3 番菊池伸二です。議員にさせていただいて、4 年目になりました。最後の 1 年、しっかりと町民の皆様のために質問させていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、議長の許可が得ましたので、質問させていただきます。まず 1、若者の夢へのチャレンジに応援を。学生を中心に若者が将来の夢を実現するためのチャレンジに対して、自治体として助成金を支給するなど、若者を応援する取り組みを行う自治体が出てきています。子どもや学生の夢を育み、夢へのチャレンジに対し、地域をあげて応援することは、地域の魅力創造にもつながる重要な施策と考えます。自治体の取り組みの一例として、愛知県小牧市では、今年度、子どもの夢へのチャレンジを応援する新規事業として、海外でのボランティアや地域活動など、学生が自ら考え、企画した活動に対し、30 万円を上限に経費の一部を助成する夢にチャレンジ助成金を創設し、学生など若い世代の夢の実現に向けた活動を経済的に支援しています。応募資格は、原則市内在住の高校生から 25 歳以下の学生で、対象となる活動内容は、海外での語学研修やインターンシップ、ボランティア、フィールドワークなどで、新たに企画される活動であれば特に制限は設けていません。市は、募集期間を設けた上で、一次審査となる書類審査を経て、応募者による公開プレゼンテーションを行い、6 件程度採択します。今年度は、5 件が採択され、3 月末までに活動内容を発表する実績報告会を開催するそうです。このほかにも、新潟県燕市の羽ばたけつばくろ応援事業や福井県のふくい若者チャレンジ応援プロジェクトなどがあり、自治体が若者の夢へのチャレンジを支援する動きが活発になっています。そこで、砥部町での若者の夢へのチャレンジを応援する事業の実施について、町長のお考えをお聞かせください。

2 番目です。若者をはじめとする有権者の投票率向上の取り組みを。近年、若者をはじめとする有権者の投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備

し、投票率向上を図っていくことは喫緊の課題です。夏の参議院選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられたことから、有権者一人ひとりに着目したさらなる投票機会の創出や利便性の向上が求められています。こうした中、低迷する投票率の向上を目指した各自治体の取り組みが注目されています。松山市では、全国で初めて大学内に期日前投票所を開設し、20歳代前半の若者の投票率向上に大きな成果を上げました。この取り組みは全国に広がり、昨年4月の統一地方選挙では、12の大学に期日前投票所が設けられました。また、若者の投票率を高めるため、高校生や大学生を選挙コンシェルジュに認定し、選挙CMの作成、啓発物資の企画・配布、選挙公報をPRするための選挙カフェの設置などの啓発活動も行っています。そのほか、各自治体では、通勤や買い物の途中に投票してもらうため、駅の自由通路やショッピングセンター内に期日前投票所を設置するなど、投票率向上に積極的に取り組んでおります。18歳選挙権の初めての適用が目前に迫る中、若者をはじめとする有権者の投票率向上について、選挙管理委員会では、現在どのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。以上2つの質問、よろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、若者の夢へのチャレンジに応援をとのご質問ですが、菊池議員ご指摘のとおり、子どもや学生の夢を育み、夢へのチャレンジに対し、地域をあげて応援することは、砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略でも掲げております、将来のまちの姿、文化とところがふれあうまちの実現につながる重要な施策だと考えております。ご承知のとおり、子ども議会での要望を受け、異文化への理解を深めるため、中学生の海外研修事業を始めました。28年度は、さらに理解を深めるため、小学生から高校生までを対象とした国際教養講座を開始する予定としております。将来の展望として、この講座と海外研修事業を組み合わせるなど、更に1歩踏み込んだ国際交流事業を展開し、国際社会で活躍できる若者の育成を考えております。また、少年少女の科学的な発想を育成するとともに創造性豊かな人間育成を図ることを目的として、小学校4年生から6年生までの児童が、自分たちの夢を作品にする少年少女発明クラブの活動に対しても支援を行っております。しかし、このような、行政主導のプログラムを推進する一方で、若者が自ら考え、自由な発想を開花させるといった若者の夢へのチャレンジに対する応援についても取り組んでいく必要があると考えております。そのためには、公民館を活動拠点とした若者のコミュニティを創り、自発的で活発な活動を促す中で、そのコミュニティを自立・発展される仕組みが必要であると考えております。現在、元気ひろたの会など活発な活動を行っている団体もありますが、まだ全町的な広がりにはつながっておりません。今後は、他の自治体の例などを参考にしながら調査・研究を図るとともに、20歳から30歳代の若手職員のアイデアを引き出し、施政方針でも申し上げましたが、若い世代に住んでみたい、住んでよかったと認めていただけるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、若者をはじめとする有権者の投票率向上の取り組みにつきましては、この後、重松選挙管理委員会書記長が答弁いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○選挙管理委員会書記長（重松邦和） それでは、若者をはじめとする有権者の投票率向上の取り組みについてお答えいたします。ご承知のとおり、夏の参議院議員通常選挙から、選挙年齢が18歳以上に引下げられます。これにより、本町では、約400人が新たな有権者となります。新聞報道などでご承知かと思いますが、県内の高校では、主権者教育の一環として、模擬投票などの選挙体験を実施しております。本町におきましても、松山南高等学校砥部分校において、高校3年生を対象に、実際の選挙道具を使った模擬投票を実施いたしました。生徒からは思っていたより分かりやすく簡単だったので、積極的に選挙に行ってみたいなどと言っていたいただき、選挙を身近に感じてもらえることができました。この内容につきましては、3月広報にも掲載しておりますのでご覧いただければと思います。また、選挙管理委員会では、毎年、町内の小・中・高等学校に、選挙啓発ポスターの作成を依頼しております。平成26年度には、砥部分校の生徒の作品が全国で最優秀作品に選ばれております。今後もこの事業を継続し、青少年期からの選挙に対する意識づけに努めてまいりたいと考えております。さらに、今年は、投票率の向上と有権者の利便性の向上を図るため、砥部地区と麻生地区に期日前投票所を新たに設置したいと考えております。選挙管理委員会としましては、交通手段を持たない高齢者など、投票しやすい環境づくりに努めるとともに、若い世代には、選挙を身近に感じてもらえるよう、今後も積極的な啓発活動に努めてまいりたいと考えております。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 町長ありがとうございました。町長の今回の施政方針の重点施策ということで、しっかり読まさせていただきました。内容も本当にこれ賛同する内容だと思います。子ども子育てから、育児、若者支援、それから高齢者の福祉と、素晴らしい内容だったと思います。今期1年間、本当に質問することがないかなというぐらい素晴らしい内容だと思ってますので、今回再質問はありませんが、町長ぜひともよろしくお願いをいたします。また改めて、重松書記長、今答えていただいた内容も大変素晴らしいものだと思います。施政方針の中にも各2か所、設置するということが書いてありましたし、満足のするご回答だと思ってますので、これで私の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 菊池伸二君の質問を終わります。次に16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 菊池議員のあとにやるのはなかなかやりにくうございまして、大変苦勞をした次第でございます。私も議会に出まして40年が経ちますが、あるいはここに立つのが今日が最後であろうかなと、そんなことを考えつつ、ここに立たせていただきました。今、私どものとりまく経済状況、世界的に見ましても、ギリシャの問題、あるいはイギリスのEUだったりとか、色々な問題がございます。特にアメリカで行われ

ております今の選挙で、大統領選ばれますけど、人によってはかなり日本に対する政策も変わってくる。そして隣国である中国はああいうふうな経済状態の中にあります。日本は、来年の4月には消費税8%にすると言います。しかし、こういうのほど税金にすると、あるいは、私個人は8%は、10%は見送られるんじゃないかと思えます。そういう環境にはない。安倍さんも2年で2%上げますと言いましたけれど、2%上がりません。で、あと2年待ってくれと、こう言ってます。そうすると、消費税上げる環境にはないんじゃないかと、違っておるかもしれないけど、そんなことを考えつつ、今度の当初予算に対する見方も持って、質問にさせていただきたいと思えます。私は、ぼちぼちしか申し上げません。朝の連続ドラマにありますおどろきぼんぐらいしかあれができませんけれど、どうぞ理事者においては聞き上手、私の言わんとするところをお察しいただきまして、ご答弁をいただいたらと思えます。それでは質問に入ります。施政方針に掲げる児童生徒の就学援助事業についてお伺いをいたします。就学援助制度は、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、市町村が必要な援助を与えることを定めた学校教育法第19条に基づくものでございます。就学援助を実施することは、市町村の義務ですが、国としての統一制度が定めていないため、どのような援助を行うかはそれぞれの市町村が定めることになっております。このため、事業内容はそれぞれの市町村の裁量に任されることになり、その結果、就学援助の大部分を占める準要保護の認定基準や給付内容などが市町村ごとに異なるといった自治体間の格差が生じております。この格差により、就学援助制度が受けられず均等に教育の機会を与えられていない子どもたちの将来への影響は計り知れません。県内市町の実態を十分に検討し、就学援助制度の自治体間の格差がないように制度の運用を図るべきと考えておりますが、町長、教育長の見解をお伺いいたします。1つ目は、平成28年度に就学援助制度の要件緩和・充実を図る理由はなんでございましょうか。第2点、以下に示す世帯の場合、準要保護に認定されている、たとえば、父親が45歳、母親が40歳で、第一子13歳、第二子10歳の4人世帯で、家賃が2万5,000円。収入月額29万円。社会保険料月額3万6,000円とした場合、これが砥部町では対象になるかならないかということをお伺いします。そして、県内市町と比較した場合に、手厚い援助内容となっているのかということもお尋ねします。そして、保護者に周知徹底するためにはどのような方策を講じているのか、併せてお伺いいたします。どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（井上洋一） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 三谷議員のご質問にお答えいたします。就学援助制度につきましては、生活保護を受ける要保護世帯と、それに準じる準要保護世帯に分かれております。準要保護の認定基準について、各自自治体により運用が異なることはご指摘のとおりでございます。まず、就学援助制度の要件緩和・拡充を図る理由はとのご質問ですが、本町の場合、準要保護認定基準の一つとして、給与収入が生活保護基準の1.3倍以下とすることになっているため、県下でも低い援助率になっていたと考えております。今回の見直しでは、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止者や児童扶養手当の受給者、年

金納付猶予者の9項目の要件に該当する者については、所得要件を適用しないこととし、これによる受給率の改善、自治体間の格差解消を図るものであります。2点目の例示世帯に対する認定についてですが、この世帯の場合は、わずかに認定基準を超えており、今回の見直しによる要件を満たしておりません。しかしながら、わずかな基準超過額であり、最終的に判断は、教育委員会において慎重に行われることとなります。3点目の県内市町と比較して手厚い援助内容になっているのかというご質問ですが、本町では、学用品費、通学用品費等の標準的な援助費目に加え、全国的な援助率が2割程度であるクラブ活動費、生徒会費、PTA会費についても対象としております。同費目を援助している県内自治体も少ないことから、比較的手厚い内容と考えております。4点目の保護者に周知徹底するためにはどのような方策を講じているのかというご質問ですが、これまでは、小中学校の入学説明会で、就学援助制度の説明とチラシを配付するとともに、広報とべ及びホームページへの掲載のほか、民生児童委員への説明を実施しております。これらに加えながら、25年度からは全学年にチラシを配布するとともに、庁舎の窓口にも設置するなど、周知の充実を図ってまいりたいと思います。さらに、学校長・事務職員の研修を行い、教職員の意識の啓発に努め、経済的に困難な状況にある家庭の児童・生徒の教育の機会均等が損なわれないよう努めてまいりたいと考えております。今後も就学援助に関し、自治体間格差が生じないように、他市町の状況を十分に把握しながら、保護者に対し必要な援助を図ってまいりたいと考えております。以上で、三谷議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） ご答弁ありがとうございます。そこでちょっとね、これ再質問の中でも触れておきたいのでございますが、学校教育法第19条について、ちょっとお尋ねしたいと思います。これには、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童、又は学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと、こうなっております。この中のいわゆる学齢児童、学齢生徒の区別は、どうされておるのかまずお尋ねしたいと。

○議長（井上洋一） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。学校教育法の19条の内容でございますが、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童、又は学齢生徒の保護者に対し、という条文があります。学齢児童、児童生徒という用語は、義務教育の中で、小学校1年から6年までが児童という形で名称でよんでおります。また、中学校1年から3年生までが生徒という名称で条文のとおりでございますが、義務教育9カ年の間の児童生徒に対して、保護者が責任持って教育を行う義務があります。それに対して、国が補助をするという形になっております。これに対しまして、就学援助は、義務教育の機会均等ということを目指して、就学困難な家庭、児童生徒に対して、補助をする形となっております。以上で三谷議員さんのご質問に答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 本来ならね、私が、このテーマは、委員会でもよかったんです。しかし、このいわゆる 19 条の各市町村で決めなさいということは、10 年前、いわゆる私どもでいうと合併の折にそれまで国が決めてたんですね。ここまででしなさいと。それから 17 年の 1 月 1 日からこちらに変わって、各市町村で決めなさいと。ということは、10 年間これ見落としとったんです。私もチェックする、一議員としてチェックをしたい、提案理由もあるんです。しかし、その間にですね、かなりの人を見逃したと。当然、助成してあげれる立場にありながら、できなかったという人に対して、誠に申し訳ないという気持ちがあって、あえてここで申し上げたのでございます。また、今度の改正案につきましても、去年の決算委員会のとぐらいやったですかね、NHKがこれの就学問題を取り上げて、四国では愛媛県が一番下ですよと。愛媛県の中では砥部町が一番下ですよとテロップで出たんですね。11 月 5 日。それで、私は申し上げて、こうこうじゃったんですよと、言うて、今年上がったら、たまたまそれになるかどうかわかりませんが、上げてあげた。これ、さっき、町長が、菊池議員の質問に答えたようにね、住んでもよかったという町、つくるのに、こういうのも一つの方法でしょう。町が人をつくる、人が町をつくるんです。それが教育なんです。遅かった、本当に私はそれだけのね、延べ人数にして、500 人の方に、これも知らなかったというそれがあつたのであえてここで申し上げとんでございます。そこで、これ教育委員会、予算権ございせんから、町長お尋ねしますが、大体、改正前は、砥部はもう最下位、これあなたも辛いかもしれませんが、私らもつらいんですこんなこと書かれて。だから、あえて反省しとんです。それ全部見いゆうたって見れんことも他にもありましようけれども、予算権ないですからね、それはもう、お互いが反省しおうて、これからはよく見て、そういう制度を、こぼれのないようにしようと、これがまちづくりの一步だと思っんです。だから責めるんじゃないですよ、私も反省しとんですから、そこらを考えてね、今度は大体予算では 800 万ほどの増額で 1,600 万のあれを計上されておりますが、私はまだこれじゃ足りないんじゃないかと。これでやっと他の市町村と比較して、松山市の 20%未満には、これはとてもできないんでしようけども、やっぱり少なくともね、内子ぐらいなプラスで、持っていく、この制度をね、もっと考えて、1 人でも多くの人に、子どもに、援助してあげるということも、まちづくりの一つじゃないかと思っんです。そこらで町長どうお考えですか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今の三谷議員のご質問でございますけれども、当然、就学援助というのは、やはりきっちりとした子育ての中でしていかなければならないと思っんですし、私どもも、教育法が変わりまして、首長も教育委員会へ意見が具申できると思っんですか、そういう、昨年から法律が改正されましたので、今回もいろんな角度で、子どもたちの就学援助に対しまして、意見も申し上げさせていただいておりますし、これからも子育てのためには、しっかりと行政の中で、教育委員会に任すんでなくて、取り

組みたいというふうに思っております。

○議長（井上洋一） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 理事者もああいうふうにな、教育長、委員会の中で発言できますよということで、あなた方もまたいろんな提案もできるし、していかなければならないと思います。ここで一つだけね、こういう例を申し上げるのはあれかもしれませんが、当然これに該当しましたと、その家族の中の中学の女の子が仮にですよ、携帯電話の使用料が、月3万円、一人の子じゃなくて、お父さんもお母さんもその家族で、携帯電話の3万円の料金を支払っておる事実があった場合は、これはだめなんですかとか、いやそれはいいですよとか、いうあれで、基本的にはやっぱりだめなんですかね。

○議長（井上洋一） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。就学援助につきまして、基本的には家庭の所得、収入と国の定めたいわゆる生活保護法基準と、それぞれの自治体での、なんといいですか、算定によりまして、受給できるか裁定を図るわけですが、その際に今、三谷議員さんにご質問された家庭の収支状況につきましても、査定の協議にいたします。その時に、収支の状況を見て、携帯電話等、2万3万と使って支出している家庭の状況を、教育委員会で審査しまして、これは贅沢、あるいはもっと節約すれば経済的に生活が楽になると、そういうところを見させていただきまして、家庭の方にもその状況はどうなのかということで、審議したことをお知らせして、贅沢的な家庭状況であれば、裁定の、受給をしないと判定をするような家庭もあります。それによりまして、教育委員会の最終的な審議というところで、裁定をするような形になっております。以上で三谷議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（井上洋一） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 大体、携帯電話3万使うっちゃうことはだめだよという印象を持ちました。そしてもう一つ、これ本来やないんですけど、例えば、A町村において砥部町へ来ましたと。A町村では援助を受けておりましたと。砥部町では来たら申請したらだめじゃったと、そういう例があるかないか。なければ答弁いりませんが、もしあるようやったらね、1件あったか2件あったかわかりませんが、お答えしていただければ。

○議長（井上洋一） 武智教育長。

○教育長（武智省三） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えいたします。他市町において、同じような状況で裁定されたか、あるいはまたされなかったという事例は、教育委員会の審議の中で、1件2件、1件というか、そんなに多くありませんが、1件2件の事例はございます。というのが、愛媛県内の20市町で、松山市、あるいは、松山市は愛媛県では人口の多い大きな都市という形で、生活保護の基準の決定につきましては、国が定めた級地、といいですか、年によって基準額が違う算定になります。例えば、1級地、2級地、3級地と別れておるわけですが、大都市は生活的な費用もたくさん経費がかかるという形で、最低基準が多く、多くといいですか、基準が高くなってお

ります。地方市町につきましては、生活保護の基準が大都市よりも低い受給率といえますか、金額になっております。例えば、実例でございますけれども、松山市と砥部町を比較いたしますと、級地が違いますので、所得、その生活保護の金額が高めに松山市の場合は設定されております。砥部町の場合は、3級地の中の6段階に分かれたその他の部分であります。その差が、概数でございますけれども、2万前後差があります。松山市で受けれた就学援助が、砥部町では受けられないという形になってまいります。それは、そんなに多くはございませんが、1件2件、今までにもそういう事例がございました。以上で三谷議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（井上洋一） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） そういう例があったということは、確認いたしました。町長、今年の予算書の中で、80人毎年転出してましたよと、それを70人に止めましょうという目標はありますか。こういうことも一つのいわゆる足止めつちゅうかあれになる一つじゃないかと思う。直接影響あるかないかは別として。これ古い話になりますけど、なぜ砥部町が人口が増えたかというのは、昭和46年頃ですね、人口増えました。砥部の水がきれいだ、これが一つの魅力もあったでしょう。そして地価が安かった。もう一つは、中学校の学校教育が日本一になったんですね。教育の町だということで、子どもさんが入ってきた。それに引き継いで、これから魅力ある町がそういうふうに、貧しい子どもには教育する機会を与えましょうと、贅沢はできないけど、最低の教育は受けさせる。そして砥部町に生まれてよかったと、砥部町に育ってよかったという子どもを1人でも増やしたい。これが念願でございます。どうかこの予算の中で、さっき教育長が言いましたように、単価は5月に県から決めて、予算の単価を1人当たりこのぐらいですよというのがあるんでしょうけれど、それは今度には間に合いませんけれども、ということも含めて、どうか子供にそういう機会を与えてください。それと、もう一つお願いしたいのは、これ支給するのは学校長に支給しますね。私なら私自身に家庭へ送ってくるんじゃないかと、学校長に送って、その学校長は修学旅行費とか、あるいは給食費に充てるんですね。最後にもう一つ要望しておきたいのは、子どもつちゅうのは敏感なんです。1人の子どもさんは先生に修学旅行費の積み立てじゃいうてしていきよる。B君はなんにもせん。そこらあたりを、運用を考えてあげなかったら逆効果になるんですね。敏感なんです、中学生ぐらいの子どもはね。そこら十分考えて、もちろん秘密なことなんですから、先生方に十分そのあれされて、この当初の目的は、そういう子どもを救うことなんですから、援助することなんです。そのあとに副作用が出ないように、くれぐれも、お願いをしまして、私の質問は終わりです。どうぞよろしく願いしておきます。そして、これを機に、何名かの課長さんが退職される方もありましようけど、本当に私も多弁を申し上げ、いろいろご迷惑をかけたと思いますが、心よりお詫び申し上げます、以上質問を終わりたいと思います。以上、ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 三谷喜好君の質問を終わります。次に5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 5番佐々木隆雄でございます。町長が任期最終年度だというふ

うなことで、この最終年度にかけの意気込みが伝わってくる施政方針ではなかったかなと私は感じました。また、先ほどの菊池議員の質問の中にも触れられておりましたが、重点施策の中では、こども議会での取り上げられた内容について、例えばですね、通学路の防犯対策だとか、それから水満田古墳の補修等が具体的な施策の中に述べられておりますが、そうふうなことを取り入れていただいたというふうなことにも関心をいたしました。そういう意味では、冒頭に町長が相手を思いやる心、人にやさしい心、全ての者に感謝する心、そういうものを常に持つんだというふうに言われておりますが、本当にこれは言葉の羅列だけではなく、心のこもった内容だというふうには私は理解をいたしました。町長の不退転の決意に対して、私も町民の代表として、この砥部町がさらによくなるために議員として奮闘しなければならないなというふうな思いを表明させていただいて、質問に入ります。今回は3点用意いたしました。まず1点目は、町内での働く場の確保に関することでございます。この平成28年度の最重点項目、それからそれに基づく各課の重点施策の中で、町内での働く場所の確保に関して触れられていないように感じました。といいますのも、砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略でも、基本目標の1の中に、子育て世代のモデルタウンというのがありますが、その中に雇用の場の増加や就業条件の改善を目指した取り組みを進めるというふうにあります。そういう意味では、もちろん相手のあることですから、簡単に企業誘致が可能なのということではないと思いますが、例えば、徳島県で進められております、神山プロジェクト、この取り組みを参考にして、具体的な取り組みを検討されてはいかがでしょうか。少し長くなりますが、この神山プロジェクトというのは、過疎化の現状をしっかりと受け入れて、外部から若者やクリエイティブな人材を誘致することによって、人口構成を健全化させたり、多様な働き方を実現できるビジネスの場としての価値を高め、農林業だけに頼らないバランスのとれた持続可能な地域を目指すというふうなもとの、具体的には、例えば、サテライトオフィスという、非常に横文字でややこしいんですが、これはいわゆるITだとか、映像だとか、デザインなど、働く場所を選ばない企業、そういうものの誘致、それから2つ目には、ワーク・イン・レジデンスという、町の将来にとって必要になる手続きや起業家の誘致、例えば、この地域の中でパン屋さんが欲しいなとかですね、本屋さんが欲しいなだとか、こちらの側から具体的にこういう企業を求めていますというふうなやりかたをしてるんですが、そういうふうなものの誘致。それからこの神山という地域の名前を、地域だったと思います、神山塾というのがあります。これは厚生労働省の基金訓練、それから求職者支援訓練による後継人材の育成というふうなものなんですが、そういうふうなことに取り組みながら、2010年から13年度、移住センター経由の移住者が58世帯105人、うち子どもが27人になっているというふうなものです。これは取り組みそのものは行政ではありません。しかし、行政としても参考になるのではないかと思います。これは昨年12月に四国地区の町村議会議長会の講演会があって、そこで我々議員が学んできた中身でございます。この取り組みについて、町長のお考えをお聞かせください。

2点目に入ります。これは、保育士の不足に関する件でございます。保育士不足による待機児童対策が本当に喫緊の課題だというふうなことは、関係者、当然我々議会も含めて共通の認識事項になっております。施政方針の中には、麻生保育所の建て替えとともに慢性的な保育士不足の解消に取り組む、このようにありますが、他市町との正規及び非正規の保育士の採用状況、さらには待遇など、少し比較検討等されているのかどうか。併せて保育士不足の原因について、また、その解消に向けて、町長はどのようなお考えなんでしょうか。

3点目に、地方交付税交付金の見直しに関する質問でございます。平成27年3月で合併特例措置が終了いたしました。本来は合併と同時に一本算定に移行するルールでしたが、この特例措置によって、合併後10年間は、旧砥部町、旧広田村の人口、面積などをベースに、それぞれの基準財政需要額と基準財政収入額を積算して地方交付税額を算出し、その合計額を新しい砥部町に地方交付税交付金として交付されてきました。平成27年の4月以降、この特例措置が段階的になくなり、5年後には、現在の砥部町の人口、面積などに基づく一本算定に移行することになります。こうなれば当然補正係数の上乘せというのがあったんですが、これがなくなってきます。その影響額がどのくらいになるのか明らかにし、今後予想される地方交付税交付金の推移をお示しいただきたい。また、合併特例債は、事業費の95%まで起債が認められ、その70%を地方交付税交付金の積算メニューとして、元利返済分を基準財政需要額にカウントするというものでした。合併特例債を活用した事業の起債額と地方交付税交付金で町に入ってくる返済金額をお示しいただきたいと思います。これは、一本算定で地方交付税交付金が減り、その一方で借金払いのピークをこれから迎えるというふうなことで、負の連鎖が今後の課題だというふうにいわれておりますが、そういう恐れがないのでしょうか。町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、町内での働く場の確保についてのご質問ですが、働く場の確保については、まず町内にある中小企業の活性化が不可欠であると考えております。28年度から、従来対象としていた、国が実施している中小企業向け融資に加え、県が実施するものについても利子補給の対象とし、中小企業支援を強化してまいります。新たな企業誘致に関しても、愛媛県地域産業活性化協議会へ加入し、企業立地促進法に基づく各種税制優遇を設けることによりまして、協議を進める予定でございます。また、町内企業の求人情報を収集し、発信するサイトの立ち上げについて、現在、町商工会と協議を進めております。神山プロジェクトにつきましては、サテライトオフィス誘致に関する成功例としてよく取り上げられております。神山町が10億円という経費を使い、ネットワーク整備を行ったこと、また、町ではなく海外との交流事業を進めていた特定非営利法人がオフィス誘致に動いたことなどが重なり成功につながったと言われております。そのまま同じ事業を行うというこ

とはできませんが、行政と民間のバランスを十分考慮し、学ぶべきところは学びたいと思っております。

次に、保育士不足についてのご質問ですが、まずは、保育士が確保できず、待機となっております児童の保護者の皆様、また、関係者の皆様にご迷惑おかけしていることに対しまして深くお詫び申し上げます。本町では、現在4保育所で、正規保育士14人、パートを含む臨時保育士51人で運営をしております。他市町よりも正規職員の割合が少ない中、臨時職員を雇用し、平成23年度までは、待機児童ゼロで運営を行ってまいりました。しかしながら、保育士の確保不足により、平成24年度に1人、25年度10人、26年度11人の待機児童が発生してしまいました。そこで、26年度には臨時保育士の賃金を見直し、中予地区では松山市に次ぐ水準まで大幅な賃金増額を行い、保育士の確保を図りました。また、正規保育士の雇用では、27年度に2人の保育士、28年度には1人の採用を予定しております。しかし、本町は臨時保育士の割合が高いこともあり、様々な理由により退職する保育士が多く、補充が追いつかない状況にあります。さらに、共働き世帯の増加、また一人親世帯の増加による保育需要増加のため、さらなる保育士の増員が求められているところでございます。保育士の確保に向けては、待遇改善が不可欠です。他市町の雇用や待遇状況などは、常に調査し把握しておりますので、臨時保育士の賃金増額、職場環境の改善、正規保育士採用による安定運営を目指すなど、様々な検討を行い、できることから速やかに実施し、一人でも多く待機児童を減少させたいと考えております。

次に、地方交付税交付金の見直しについてのご質問ですが、ご指摘のとおり、本町は、平成17年に合併をしてから10年を経過しましたので、27年度の算定から、一本算定に向かって減少期に入っております。27年度のその減少額は、約2千万円でした。しかし、見直しなどにより、交付額は約25億円と、前年度並みを維持をいたしました。ご承知のとおり、普通交付税の額につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額との差でございますので、簡単に申しますと、税収などの一般財源が増加すれば、特別な需要がない限り、普通交付税の額は減少をいたします。28年度の算定からは、国勢調査の統計人口を測定単位とする行政費目については、数値が置き換えられますので、人口等の減少に伴い需要額も減少します。このような現状を鑑みれば、見直しがなされているとはいえ、今後の普通交付税の増加は見込めません。諸般の状況を考慮した見通しは、一本算定になる5年後の32年度には、27年度より約1億5千万円少ない、23億5千万円前後と予想しております。また、合併特例事業債を活用した起債額につきましては、17年度から26年度までに約23億8千万円を借り入れています。新町建設計画における今後の予定を加算すると、総額で約48億円を借り入れる計算になります。48億円に対する過去、将来の元利償還金の総額は、約55億5千万円と試算をしております。このうち約38億8千万円が普通交付税として措置される計算となります。今後の償還予測でございますが、今後5年間の事業計画を見込んで試算した将来の元利償還金の推移は、33年度

の6億円台をピークに見ております。最近の傾向として、過去の大型建設事業の償還が終了したことや、償還期限の長期化などにより、償還額が年々減少しております。23年度には約9億円償還していたものが、27年度は6億円台、28年度には5億円台に減少いたします。特別の事情がない限り、大幅にここ数年の水準を超えることはないと考えております。現在、砥部町では、償還額の50%以上を交付税で措置される有利な地方債を借り入れております。この状態がどう財政に作用しているかは、毎年9月議会でお示ししております財政の健全化判断比率でご説明させていただいております。今後、急激に変化することはないと思いますが、将来において新たな需要が発生することも考えられますので、また、経常経費が増加傾向にあることや、施設の長寿命化への対応などを考えれば、今後の財政変化をいち早く察知する必要があるがございます。中長期財政計画との乖離、財政の健全化判断比率、また公会計など、多様な見方で財政を分析し、早め早めの手を打ち、健全財政を堅持したいと考えております。以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） まず1点目のところは、いろいろ関係するところとの協議もされてるようですし、神山プロジェクトについても、町長なりに研究もされていて、よくお調べにもなってるおられるなということで、これも参考にさせていただければと思います。いずれにしても、やはり私どもの町が、みんなが元気でというふうなことになれば、地元で働く場所がたくさんあるというふうなことが、なによりもいいことだと思うんですね。だからそういう意味では、本当に地元で働ける場所の確保というのは、もちろん町長ひとりの問題ではありません。我々議員も含めて、みんな考えていくべきことだと思いますので、これは引き続き町民の皆さんにも投げかけながら、一緒にそういう計画を作っていければいいかなというふうに思います。保育士不足のところでは、本当に町長も町民の皆さんに申し訳ないというふうなことも言われました。私、このデータでですね、たまたまなんですが、自治体労働者の労働組合というのがあります。愛媛県本部というのがあるんですが、そこが今年の2月に各自治体でアンケートを取ったものがございます。公立保育所の比率は、町長も言われましたようにですね、正規職員が14人、パートさんが51人ということで、正規比率にすると22%、残り78%が非正規というふうになっておりますが、町長もくしくも言われましたようにですね、県下正規率が低いというのが、やっぱりこのアンケートの実態でもありました。ちなみにですね、もっとも多いのは、愛南町で、63%になってるようでございます。そして、20の市町村のうち、正規比率が50%を超えてるのが9の自治体です。そういうふうなデータもありましたもんですから、そういうご認識があるかどうか、確認もさせていただきましたが、ちゃんと町長の方もよく認識されてましたので、それはそれで安心をしております。さて、平成21年に臨時非常勤職員の任用等についての通知というのを受けたと思いますが、その旨が徹底していないというふうなことで、平成26年の7月14日に総務省から

部長通知というふうなのがあったと聞いております。それはいろいろ公務員に、それに準ずる方のいろんなことに関する条件面のこと等ですね、出したようなものなんですが、3点ほどちょっとお尋ねしたいと思います。まず、任用面で業務内容や業務に伴う責任の程度と申しますか、常勤職員と異なると設定されるべきというふうにあるそうなんですけれども、現状は正規と非正規のところ、どうなってるかというのが第1点目です。それから勤務条件の面では、これはたぶん大丈夫だろうと思うんですけども、改めてお聞きしますが、労働の基準法が適用されている非常勤職員の時間外手当に相当する報酬を支給しているのかどうか。また3点目は、地方公務員育児休業法及び育児介護休業法の改正によって、一定の条件を満たす非常勤職員にもこれらの法の規定が適用されるというふうなことになってるようなんですが、現状はどうなんでしょうか。ちょっと3点、お答えをいただければと思います。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 非正規と正規の労働条件の問題でございますけれども、今現在、砥部町の保育士さんにおきましては、日々雇用という形をとっております。これも県下で、県下と言いますか、この周辺の市町村では、そういったところじゃなくて、ほとんど月給制度と言いますか、非正規におきましても月給制度というふうなことで、今年度はそれをそういうふうにしなければいけないというふうなことで、その中で有給休暇でありますとか、そういったいろんな条件、また、中には非正規と言いながら昇給するような制度もありますので、その点十分検討していくというふうなことで、先ほどの3つの質問の中では、時間外手当につきましては支給をしておりますけれども、その他のことについては、非正規との差が、正規との差があるというふうに考えております。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 極めて現実的なことでお尋ねしたいと思うんですが、パートの方が何らかの理由で近々辞めると、新たに補充をしようというふうなことで、採用して、募集して採用されたら、一つは引き継ぎですよね。辞める方と新しく来る方の引き継ぎはどうされてるのか。さらには、新しい方へのいわゆる教育、指導というのですか、そういうものは、具体的には、どういうふうな形で進められているんでしょうか。これは現場の方がわかりやすいかもしれませんが。

○議長（井上洋一） 坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） まず、辞められる臨時職員の方、それから新たに採用された方のそこらあたりの引き継ぎがどうなっているかというご質問ですが、辞められる方、もちろん現場には所長もおりますので、そこらあたりも十分引き継ぎ、当人同士はなくても、十分現場の所長なりと引き継ぎは行われるものと考えております。それから、新しい採用された方につきましても、当然保育士の免許を持っている方でございます。それなりの経験を持っておられる方で、また所長なり、現場の所長なり、その他のものと十分引き継ぎは行われているものと考えております。以上です。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） これは他の自治体で一部あるというふうなことを聞いたんですが、非正規で辞めて、また再任用というんですかね、申し出たら、同じ職の場合は受けませんというようなことがあるというふうなのが、事例としてあったそうなんですけど、砥部町の場合は、何かそういう規定とかいうのはおありなんでしょうか。同じ方の、辞められてまた、再任用というような場合ですね。

○議長（井上洋一） 坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） お答えします。一回辞められた方がもう一度再復帰ということで、私の経験上も何人もございますし、全然そういう妨げはしておりません。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 正規の数も少しずつ増えてきているというふうなことも町長の答弁の中にもございました。昨年の決算特別委員会の中でも、何人かの委員から同じような指摘もあり、町長もそれちゃんとそれ受け止めていただいて、改善をしてきていただいているように思います。急にですね、正規職員にみんなしようだとか等々は難しいと思いますが、いわゆる勤務条件並びにやはり職場環境も町長の答弁の中にもありましたが、大事だと思います。そういう意味では、それぞれの職場で、やはり小さなお子さんを預かって本当に大変なことだと思います。責任もあります。安心してお子さんを預け、預かったお子さんをしっかりと保育できる、そういう施設、環境条件、保育士さんを確保するために、これからも様々な条件整備をしっかりと進めていただきたいというふうなことを要望して、3点目の方に移りたいと思います。

縷々町長の方から数字もいただきましたが、申し訳ございません、十分にその数字の中に追いついていかないという部分もあります。しかし、この交付税というのはどうしても砥部町単独のものではありません。どうしても国政の、特に国家財政との関係も出てきますので、少しそのへんで、砥部町はですね、本当に県下でも最も健全な運営がされてるというふうなことは、昨年の決算の特別委員会でも私どもも確認しましたし、それはそれで安心はしてますし、職員の皆さんには本当に、ご苦労様ですというふうにお礼も言いたいと思いますが、なにせ相手は国なものですから、少し国家財政の絡みもありますし、それからまたこの合併が終わったというふうなこともあって、当然いろんな角度から議論もされていこうかと思っておりますので、もう少し議論をさせていただきたいというふうなことで、いくつかお尋ねしたいと思っております。まず、平成15年度当時の市町村の数は、3,190自治体でした。その後、平成の大合併が進められて、平成24年の時点では1,719自治体と半分になってるんですね。その一方で、地方交付税に依存しない不交付団体というのがありますが、こちらの方の推移は、平成15年度は114自治体だったんですが、平成19年度には一度186に増えたんですけども、その後、どんどん減少してまいりました。平成24年の時点で52まで減っております。単純にそれだけの数字でどうこうとは言えないんですが、必ずしも自治体の合併というのが、地方財政の基盤を強化

しますというふうに言われておりましたが、本当にそうなのかどうか、私は決してそうじゃなかったんじゃないかなというふうに思うんですけども、こういう不交付団体が減少してるというふうなことについては、町長、どのように思われますでしょうか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まず、交付税のことをございますけれども、佐々木議員もご承知のとおり、やはりこれは国の制度でございまして、日本中を均衡な自治体を保つというふうなことで、収入の多いところには出さない、収入の少ないところには出すという制度でございまして、私どもが収入を、個人の収入を上げる、個々の自治体の収入を上げる場所に努力をしております。それが実りますと交付税が下がると、ご承知のとおりかと思えます。例えば、先ほどの不交付団体の問題でございますけれども、やはり合併をすると規模が大きくなります。例えば、小さいところで申しあげますと、愛媛県であれば伊方は不交付団体の折がございました。今、合併をして大きくなりますと交付団体になっております。そういった影響で、やはり合併によって、大きくなることによって、需要額が増えたというふうなことで、不交付団体が増えたものだというふうに理解をしております。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 平成12年度から27年度まで、地方交付税の総額なんですけども、12年度が21.4兆円。平成22年度が少し増えたんですが、それをピークに、27年度には21.3兆円ということで、ほとんどこの15年間総額というのは増えてないそうです。これは私ども共産党のところで総務省のデータをもとにちゃんとしたものを作ってるんですが、それを見ますと、ずっと増えてないというふうなことですね。それで先ほど言いましたように、不交付団体が減って地方交付税の交付金に依存する自治体が増えた。そういうふうなことで、特例措置を作って、借金ですよ、借金の元利償還分を基準財政需要額の中にカウントしますからということで、全国で市町村合併が進んだと。合併特例債として、起債をした事業を起こしたのに、総額が増えていないというのは、なんぞかなというふうに思うんですけども。これは町長、いかがでしょうか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今のご質問でございますけれども、それは私どもも危惧をしております。それは、今、国の借金が大変なってきている。合併をして、国は一つの自治体をしっかりした自治体にして、その自立をさそうというのが目的で合併推進したと思えます。今言われておりますのは、そういうふうにならなかったんじゃないかというふうに、全国的には皆さん思われておりますのは、佐々木議員さんも同じかというふうに思っております。そういった中で、交付税を減らしておりますから、これについては、各自治体は大変でございます。ですから、もし佐々木議員さんの所属している党につきましても、こういったことにつきましては、国の方でしっかりとやっていただきまして、交付税の全額を増やすように努力をしていただいたらというふうに思います。それは私

どもも期待をしております。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 本当に町長の言われるとおりですね、本当にこれは国家財政については、もちろん日本共産党だけでどうこうできるものではありませんが、この実態はですね、もっともっとそういう意味では国民、ここでは町民の人々にも知っていただいて、なんせ、例えば80数兆円でしたかね、毎年借金払いに使ってるわけですから、国家予算の中の、これはとんでもない大きな数字なんですね。町に入ってくるその財源のベースというのは当然町民税ですね、それから地方交付税の交付金ということなんですが、交付金の実際に下りてくる中身がですね、これもあんまり普段は見ないようなものなんですが、総務省のホームページなんか見ますと、経常経費というふうな項目と、投資的経費というふうな項目に分けて、さらに公債分というふうな3つの区分がありました。経常経費や投資的経費というところは、どうもずっとこれから減ってきて、公債費、この中身、さっき言いましたような、例えば合併特例債なんかも、元々入ってくるべきものなんですが、たしかに入ってくるんですけども、それはもう交付金というふうなことで、さっき言いましたように、本来は増えるはずやったのがなんか増えてないみたいだね、数字のごまかしになってるみたいなんで、結局は本当に町長も言われましたようにですね、町民の暮らしにかかわる部分がどんどんどんどんそういう意味では削られてくるというふうなことで、町長もそういうご認識でですね、おられるんですが、このへんはですね、私どももしっかりと確認をさせていただいたらと思います。特に砥部町の場合はまだ先ほど言いましたように、本当に健全財政というふうなことで、しっかりされてるんでいいんですけども、財政力指数が0.45ぐらいでしたですかね、たしか。県内では中間どころだったのでしょうか。しかも町財政の中身でいきましたら町民税が約40、町民税等々自主財源が41だったですかね。それ以外が交付金59%というふうなことです。ので、やっぱり国の財政状況が危うくなれば、砥部町の影響もどんどん大きくなっていくというふうなことだと思いますので、やはりこの問題についてはですね、町長もいろんな形でですね、交付金を削るなというふうな、その借金財政、国の財政についても、いろいろと申し入れもしていただければいいんじゃないかなというふうに思います。少し長くなるんですが、この間の財源不足、国の財源不足が平成12年度が6.4兆円ありました。この時は地方交付税特別会計の借入金で穴埋めしております。13年度以降は、不足分を自治体に借金させるというふうな臨時財政対策費、これで穴埋めをさせています、砥部町もこれ組んでますよね。これもやっぱり合併特例債と同じ扱いで、そういう意味では地方交付税の制度そのものが、元々交付税というのは、自由に使えたはずなんですけども、中身が限定されてるような形で、かえってくると、いうふうなことで、そういう意味では、この制度のそのものがゆがんできているんじゃないかというふうに思います。しかも、地方交付税のこの財源というのは、所得税33.1%、法人税が同じく33.1%、酒税50%、消費税が22.3%というふうなことで、所得税と法人税が基本的な財

源です。しかし、所得税も法人税も減ってきております。2015年度の場合には、所得税が17.1兆円。次いで消費税が16.4兆円。法人税は11兆円。元々は所得税や法人税でもっともったあつたんですけども、総額が減り、地方の財政、地方の自治体のほうから穴埋めを増やし、そして消費税を増やし、法人税だけは安くなるというふうなことでずっとこの間きてます。しかも、消費税というの、全額財源にはなっておりません。そういう意味では、この地方自治体の公共事業、砥部町の場合、いろんな公共事業がありますが、そういう事業や運営の経費などに消費税はかかりますね。そうなってくると、場合によっては歳出が増加で財政運営を圧迫するというふうなことにもなりかねません。そうなってくると、ますます地域経済が冷え込み、そして町民税等々の減収、落ち込みが出てくると、そういうふうなことで、さっきの冒頭に言いましたようにですね、負の連鎖というふうなことになるんじゃないかというふうな気がいたしましたものですから、ちょっと途中ただらと申し上げましたんですが、こういう国家財政との関係で、町長もう一度、この落ち込みの中身、そのへんについて、町長として何かお考えがございましたら、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今、国が大変な時代であるというのは皆様ご承知のとおりでございます。交付税の財源といいますのは、今言いましたように、所得税と法人税と酒税、これは過去はその三つであったわけなんです。それで交付税の原資としておりましたけれども、今消費税が加わって、四つの税金が交付税に回っておるというふうなことでございまして、それはご承知のとおりかと思いますが、消費税につきましては、社会保障にというふうなことが主たる目的はございますけれども、今は交付税の財源にも変わっております。こういったことにつきましては、本当に私どもも危惧しておりますけれども、先ほどからも出ましたように、国が交付税が足りない分は臨時財政対策債で、とりあえず地方で借金をしておいて、それについて国は補填するからという形で制度を作っておりますけれども、私どもは起債、お金を借りる、先ほども言いましたように、95%借りられても、それが70%戻ってくるというのは、国の制度ではございますけれども、これは制度が変わればどうなるかわかりません。そういったところで、私どもは臨時財政対策債にしましても、できるだけ使わない、できれば起債をしないというふうなことが今の砥部町の財政健全計画の指標を見ていただければ、本当によくわかりますけれども、他の自治体に、これは逆に言わせればお金を使ってないんじゃないかという部分もありますが、これはしっかりとそういったところ見極めて、今、公会計につきましても、うちの職員が頑張っておりますし、これは公共施設の長寿命化といったことにつきましても、私どもは20市町ではトップの、いろんな議員の皆様方にもお示しをしておりますけれども、そういったこと全てのことを鑑みながらやっておるのは財政健全化比率に表れておるというふうに思っておりますので、あくまでも借金をしないというふうなことで乗り切っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 私、先ほど言っていた中でちょっと資料探したんですけどなかったんで、今出てきましたので、平成26年の4月1日以降消費税が8%になったことに伴って、8%のうちの交付税分が1.4%、それから地方消費税が1.7%ということで3.1%。これ間違いありませんよね。たら話になるんですが、来年の4月1日から10%になった場合、交付税分が1.52%、地方消費税分が2.2%で3.72%になるというふうなことなんです、そういうこの数字がですね、さっきも言いましたようにですね、砥部町の公共工事やいろいろなその物品購入やら等々で消費税がかかってきますよね。それに係る総額と、この入ってくる3.1%のバランスあたりが、どうなってるのかというふうな試算というのは、されてますでしょうか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 基本的に言って、そういう計算はできないと思います。それはなぜかと言いますと、先ほども言いましたように、国の税金、交付税とか国の税収というのは、それを国が制度の中で、今、全国の自治体へ配っておるということでございますので、私どもでどういった消費税を納めて、どういったところで返ってくるかというのは、個々の自治体ではわからん、例えば、地方消費税と言いますのは、どういった形で下りてくるかと言いますと、事業所の数でありますとか、そういった数のところで、下りてきます。交付税は先ほど言いましたように、パーセントが決められておまして、交付税の原資になって我々に返ってくる。それがたくさん返ってくる、例えば、これは今日の新聞でもそうですけれども、ある自治体では、140億の予算の中の71億は交付税、私どもは70数億の中の交付税の25億ほどということですから、これは全く、不交付団体もあるということでございますので、そういったことでの試算というのは、ちょっと、佐々木さんが考えられておるようなこととは違うというふうに私は認識しております。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） あと一つだけ、町長あの、つたない私の不勉強な部分を露呈しながらもいろいろお尋ねしたんですが、先ほど三谷議員の質問の中にも、消費税の、来年度の話が出ておりましたんですが、現状の、このいろんな状況の中で、来年からの10%増税というのは、町長ご自身はどのように捉えられているんでしょうか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） これにつきましては、私どもが一つのやはり以前に国の決められたことというふうなことで、私の意見を述べよということでございますが、これはもう推測の域ですけれども、やっぱり、これをやっぱり政争の具に使うというのは、いろいろ問題があるかと思っておりますけれども、おそらく据え置きか、当初の計画どおりか、私はわかりません。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） ありがとうございます。地方交付金が一本算定で減額する、

そういうことや、借金払いが増える、これは一般論であります。そういうことを理由にして、結構いろんな自治体でそこに住む住民の方たちの負担が大きくなるようなことも、公共サービスの低下というふうなことなんかもよく言われておりますが、当然砥部町では許されません。町長もそれは、そういうお考えをしっかりと持っていていただいていると思います。町民の立場、そして住民自治の立場で、そういう意味で合併の総括も一度しっかりとしていただき、合併の影響や、それから先ほどから言ってますように、国の進めるいろんな政策、地方交付税の交付金の削減等、しっかりと向かい合っていていただき、町民の負担軽減、それから地域経済を循環型に転換していけるような、そういうことが問われております。町長がその方向に舵取りをしていただけることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（井上洋一） 佐々木隆雄君の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前 11 時 15 分の予定です。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（井上洋一） 次に、4 番松崎浩司君。

○4 番（松崎浩司） 4 番松崎浩司でございます。今日は、議長のお許しをいただきまして、2 点質問をさせていただきます。1 点目は、県道 23 号伊予川内線の渋滞解消ということで、お尋ねいたします。県道 23 号は、現在、終日東温市に向けた車線の渋滞が非常に激しい状況であります。また、現在では町道になっております旧伊予川内線から新伊予川内線に合流することが難しいため、住宅街を通行する車両も少なくありません。平成 23 年 3 月議会で、このことを一般質問させていただいたところ、当時の中村町長からは、町の事業ではないが、早期の松山圏域の道路整備が渋滞解消に役立つと考えるので、関係機関へ要望したいとの答弁がありました。その後の進捗状況につきまして、町長にお尋ねいたします。

2 点目は、ネット販売に支援をということでお尋ねいたします。現在、地方の商店街が衰退し、代わってネット販売が爆発的に増えてきております。先日の新聞報道によりますと、このような記事が掲載されておりました。人口が減ってきている県で生き残るには、県外に活路を見出すしかない。しかし、県外に店を出すお金がない。だからネットに賭けるしかない。その思いで会社を立ち上げ、売り上げを伸ばしている企業もあります。また、佐賀県では、地元商店街のインターネットサイトへの出店を支援する事業を立ち上げ、出店希望者を募り、登録費やホームページ制作費を支援したり、成功ノウハウを学ぶ講演会を開いたりしております。砥部町には、七折小梅や砥部焼のようなネット販売に適した物産があります。今後もネット販売の増加が見込まれる中、町としても支援をすべきと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。以上 2 点でございます。

す。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 松崎議員のご質問にお答えします。はじめに、県道 23 号伊予川内線の渋滞解消についてのご質問ですが、ご指摘のとおり、県道伊予川内線は朝夕を中心に渋滞している現状であります。地元の皆様には、ご不便をおかけしております。県道伊予川内線の渋滞の要因は、県内の県道でも突出した交通量であることに加え、東温市に向かって麻生小学校方面への右折車線がないことが更に渋滞を大きくしていると考えております。高尾田交差点につきましては、県において平成 25 年度に基本設計、平成 27 年度に詳細設計を行なっており、28 年度以降の事業化に向けた検討が進んでおります。また、平成 29 年 3 月までには、国道 33 号と国道 56 号を結ぶ松山外環状道路インター線も全線開通しますので、その効果も現れると期待をしております。町といたしましても、1 日も早い完成を関係機関に要望してまいりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

次に、ネット販売の支援についてのご質問ですが、経済産業省の調べによると、平成 26 年度の国内電子商取引市場規模は、12.8 兆円となり、今後も拡大する見込みです。このような中、オンラインショッピングモールに出展する事業者も年々増加しており、町内においても、砥部焼販売店、七折梅組合など独自にオンラインショップを立ち上げている事業者もあります。しかしながら、楽天やヤフーなどのオンラインショッピングモールに出展するためには、製造物責任法・食品表示法・食品衛生法など各種法律及び行政庁の指導に基づく基準を満たさなければならず、出展しても採算が取れないなど小規模事業者には難しいという状況もあります。現在、愛媛県観光物産協会が楽天内にオンラインショップを開設し、県産品の販売を行っております。昨年 5 月には広く出展を募集しましたが、本町からは砥部焼と日本酒が出展するのみでした。今後、町内事業者からの要望が多くなるようであれば、商工会と連携し、オンラインショップに関するセミナーの開催、また、オンラインショップの開設、オンラインショッピングモールへの出店などに要する費用の一部助成について検討したいと考えております。以上で、松崎議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 4 番松崎浩司君。

○4 番（松崎浩司） 私は、砥部町でインターネットを使ったお店ができれば、二つの利益があると思うんです。二つのメリットですね。一つは、流通コストの削減。これは生産者と消費者を直接結ぶわけですから、間の小売店だとか、市場だとか、あるいは農産物に関しては農協だとか、そういったところのコストがなくなる。その反面、ヤフーなり、楽天なりに対するロイヤリティが数パーセントかかると聞いております。そして、別途、送料もかかります。それを差し引いても、生産者にとりましても消費者にとりましても、十二分な価格面でのメリットがあると、私は考えます。2 点目は、町長よくおっしゃいますが、農産物の六次産業化、これがどんどん拍車をかけて進んでいくん

ではないかと思えます。先ほども楽天のサイトで自然薯というのを調べてみました。ご案内のとおり、広田地区には自然薯をつくっている農家の方、たくさんいらっしゃいます。ちょうど1mを超えるぐらいの箱に自然薯を入れて販売しているように聞いております。私も1回買ったことがありますけれども、これだけのものをいっぺんに買って帰ってもなかなか食べにくいわけですね。今日のサイトを見てみますと、やはり今日の家族3人4人で食べるのはこのぐらいの量ですよと。切ったものを真空パックにして、売ってました。これまた次の話になるんですけども、生産者の方に聞きますと、自然薯というのは、根っこ上の部分と、内容的に、品質的に、全然差があるんだと。だから切っただけでは、いかんと。じゃあどうしたらいいんですかということ、皮をむいで、そしてスライスして、それをかくはんして、ちょっと表現悪いんですけど、ドロドロのような状態にしたものを、いくつかの袋に入れて真空パックにすれば、内容な均等になると。そういうふうなお話も伺ったこともありますけれども、いずれにしましても、農産物の六次産業化には、このネット販売というのは、メリットがあるなというふうに思います。その点町長は、ネット販売のメリット、砥部町においてそういう成功事例が出てきた時に、どういうふうなメリットがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの松崎議員のご質問でございますけれども、流通コストの削減ということは、一般論でございますが、やはり農家の皆様方は、現在組合がありまして、組合の販売、これは当然収量の問題でありますとか、個人では売れないというふうなことで、組合を通じてやっておる、これはご存知かと思えますけれども、これはなかなか流通コストが低いから、簡単に個人個人が売れば良いという問題ではないというのはご承知のとおりかと思えます。それと、六次産業化の問題でございますけれども、私も自然薯については、年間を通して生で売れないかということは、前々から申し上げておりますが、なかなかこれを真空してするのが難しいという問題がございます。先ほどのドロドロという話ございましたけれども、これを粉にするという方法は、すでに確立をしておるようでございまして、このあたりは、また、粉にしたものが消費者にどういう形でなまど違って伝わるのかなというのは、私もちょっと疑問はあるんですけども、それとやはり需要と供給の問題で、どんどんその売ることにはやぶさかではございませんが、生産者の量が追いつかないと、これはさうとう問題があつて、全国発信して注文が来た折に、全然足らない。例えば自然薯の、今年の自然薯まつりも私も行きましたけれども、昼で完売しておる、こういったところには、かなりの問題があるかと思いますので、議員さんおっしゃるように一般論としては、当然さうかと思えますけれども、現実論としてはなかなか難しいところがございます。以上でございます。

○議長（井上洋一） 4番松崎浩司君。

○4番（松崎浩司） なかなか先ほどおっしゃいました法律とか、それから監督官庁の了解を得るとか、いろいろクリアしないといけない問題もあるようです。また出店しま

しても、果たして小規模事業者には採算がとれるか、とれないか、そういった問題もあるようですので、そこで成功事例もご紹介したいと思います。宮城県にありますお米の集荷販売会社は、月商が約1億円。秋田県にありますオリジナルの洗剤を販売する会社は、月商が2千万から4千万。佐賀県にある会社は、酵素飲料を販売しており、8年前に始めた時は月商が5千円。それが今では2千万円だそうです。ですからそういった会社も各種のそういう法律とか、食品衛生法、食品表示法、製造物責任法でしたか、そういった法律や監督官庁の指導という壁を乗り越えて、現在に至っておりますので、私ももっともっと詳しく勉強して、砥部町でネット販売の会社が成功するように、側面から応援していきたいと思います。今日、朝、NHKのテレビを見てみましたら、有田焼のことを7時半ぐらいに放映されておりました。内容はどうかといいますと、私は、有田焼というのは、日本を代表するメジャーなブランドですから、まだまだ大丈夫だろうと思ってたところが、かなり売上げが減少している、大変だということで、昔のデザインじゃなくて、外国からデザイナーを呼んで、デザインをしてもらおう。そういうふうなことをやってるそうです。で、ある窯元さんの言葉、時代のせい、社会のせいにしていてもだめだと。売れなければ意味がないと。そんなことをおっしゃってました。私は、非常にこの言葉に感銘を受けまして、今日ここに立たせていただいているわけです。今後とも私もネット販売の研究もしてまいりますので、またいろいろ町長、副町長さんにもご指導いただいて、一生懸命取り組んでいきたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

また、県道23号の渋滞解消ということで、ちょっと私聞き間違ったかもしれませんがけれども、伊予市から東温市に向けての高尾田交差点に、右折レーンを作るような計画もあるようでございます。あれを作っていただけると、かなり渋滞解消には役立つというふうに思います。4年前に一般質問した時には、昼間、伊予川内線が混むということにはなかったんですね、あんまり。ところが今、砥部から高架を通らずに下を通過して拾町交差点を右折して東温市に行く車、そして、松山から拾町交差点に入って左折して東温市に行く車がかかなり多いんで、あそこがまた今大変な状況になっております。そういったことで、町長もいろんな各方面に要望して、右折レーンができると、ちょっとまだイメージ湧きませんが、かなりいいような状況になろうかと思っておりますので、今後とも伊予川内線の渋滞解消にはご尽力いただくように、要望申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 松崎浩司君の質問を終わります。次に、7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） 7番面岡でございます。重複することもあるかも知れませんが、2点質問をさせていただきます。まず1点、これからの水道事業についてお尋ねをいたします。水は生活に必要不可欠なものであり、安全・安心な水道水を将来にわたって安定して供給することは、極めて重要なこととございます。水道事業は、水道料金等によってまかなわれていますが、人口が年々減少をしていることを踏まえると、今後の水道

料金収入の減少は確実です。また、水道事業の歴史は古く、町内に張りめぐらされた水道管路は、膨大な長さへのぼり、施設や管路の更新、耐震化等の対策が必要とされることを踏まえると、給水サービスを継続していくための事業費は、今後ますます増えることが予想されます。現状の水道料金のままでは、収入の減少は避けられず、一方で、老朽化した施設等の更新が増えるため、その更新費用を確保する必要があります。家計への影響も大きい水道料金の増額は、できる限り配慮することなど、これからの水道事業について、将来を見据えた対策が必要であるというふうに考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

第2点、待機児童対策についてお尋ねをいたします。少子化が進んでいるにもかかわらず、保育所の入所希望が高まり、乳幼児の待機児童数が増加をしております。この原因として、共働き世帯の増加やひとり親家庭など、保育所を必要とする親が増えていることや保育士が不足をしておるということであろうと思います。子育て家庭を支援していくうえで、待機児童の解消は取り組むべき重要な課題であると考えますが、本町での待機児童の解消に向かった施策について、町長にご所見をお伺いいたします。以上です。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員のご質問にお答えをします。はじめに、これからの水道事業についてのご質問ですが、本町の水道事業につきましては、昭和38年創設以降、7度にわたる拡張事業により、給水区域の拡張や設備の拡充を図ってまいりました。現在、第8次拡張事業として、平成29年度完成を目標に、水源地井戸の洗浄や紫外線照射施設の建設を進めており、この施設の完成により、更に安全安心で安定した水の供給が可能になると考えております。面岡議員ご指摘のとおり、水道施設を震災などの災害に強い強靱な施設として再構築していくことが、本町においても最大の課題であり、第8次拡張事業完了後には、25年度に実施した水道施設耐震診断結果に基づき、耐震化が必要な施設の更新に取り組んでまいりたいと考えております。また、水道料金につきましては、平成13年以降、消費税の増額に伴う改定以外は行っておらず、給水人口の減少、生活スタイルの多様化や節水機器の普及に伴い、給水収益は、年々減少傾向にあります。現在の料金体系のままでは、32年度頃から収入不足が予想されます。健全な事業経営を行うためにも、30年度以降早い段階での料金改正が必要でないかというふうに現在の段階で考えられております。その際には、町民の皆様、事業者の皆様にご理解いただけるよう十分にご説明申し上げたいと考えておりますのでよろしくお伺いいたします。

次に、待機児童対策についてのご質問ですが、面岡議員ご指摘のとおり、共働きの増加や、ひとり親家庭など、保育を必要とする保護者が増えたことが待機児童増加の大きな要因であります。待機者のうち、特に0歳から2歳の保育申し込みが急増し、それに伴う保育士の確保が追い付かないことが、待機児童増加の最大の要因と考えております。待機児童の解消につきましては、子育て世代のモデルタウンを目指す私にとりましても、喫緊の大きな課題として早急な対策が必要と考えております。現在、保育士の確保につ

きましては、広報とべ、ハローワーク、また、現在勤務している保育士からの口コミなど、年間を通じて様々な募集を行っております。しかしながら全国的な保育需要の増加による保育士不足もあり、十分な確保ができていないのが現状であります。待機児童の解消に向けた施策につきましては、保育士の確保が第一でありますので、佐々木議員の答弁でも申しましたが、まずは、速やかに賃金改定による待遇改善を図り、保育士を確保したいと考えております。また、正規保育士を限られた町職員定数のなかで雇用し、保育所の安定運営に繋げていきたいと考えております。また、施設面でも老朽化した麻生保育所を早期に建て替えることによる、改善・拡充を図ってまいりたいと考えております。以上で、西岡議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 7番西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） まず、水道事業のことからお伺いをいたしたいと思えます。砥部町の水道は下水道との連動をしておる、最近でございますが、しております、ことはご案内のとおりでございます。また、それ下水道事業の作成、砥部町のこれありますが、現在の需要の獲得、増強ですね、受給者の水道離れについて、いろいろと考えていきたいというようなことをここにあるんですが、それは具体的にどういうことをされよるといのか、ちょっと水道課の方、課長、お伺いします。

○議長（井上洋一） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 西岡議員さんのご質問にお答えいたします。水道料金と人口減少とは連動しております。ご案内のとおり、毎年数パーセントずつではあります、料金収入が減っているということでございます。

○議長（井上洋一） 7番西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） そういうふうな、減っていますから、これからの新たな受給者の獲得、水離れをする人の対策はどういうことをされるかということと言ったんですが、それは、新たな受給者の獲得というのは、新たらしい工場とか、新しい人がどんどん入って来なくては難しいんじゃないかなと。そこで一つ提案といいますか、例えば、上野団地とかいうふうな松山と隣接しておるところはですね、お互いに利用がしやすいほう、松山市と砥部町の引きやすいところを、話によって取り込んでいってあげるとか、そういう広域的な考えは、どんなんでございましょうか、町長のご所見をお伺いします。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 上野団地につきましては、下水道については、砥部町に松山市との話もございまして、取り込むというふうなことがございました。ただ、水の供給につきましては、やはり各自自治体の責任事項というふうなことで、私どもが松山市の水も確保するところまでは、及んでおりませんで、それは一つの確保という意味とは少し違うんじゃないかというふうに認識をしております。下水につきましては、共同であるというふうなことでございます。

○議長（井上洋一） 7番西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） だんだんと人口も減ってきますから、水の新たな確保というのもしっかりに大事なことでありますが、なんとかなるのではないかなど。それとやはり15%ぐらいの漏水があるというふうなことも、このあれに書いてあるんですが、そこらへんもきっちりとすることによって、無駄も省けると。それと耐震とかいろんな問題がありますが、これはかなり中長期的な考えを持ってやらなければいけないかなど、そういう面でやはり将来においてはそういうふうにならなくて、砥部町だけで、伊予市だけで、ということではなく、広域的な考えもされたほうがいいのではないかなど気はいたしますが、それは長期的に考えてはどうでしょう。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員さんのおっしゃることはよくわかりますが、やはり広域的な水の供給といいますのは、今も松山市も含めまして、いろんな問題が起きております。そういったことが県下で将来そういうことができるのであれば、すばらしいことだというふうに思いますけれども、現時点では、やはり自分の町の水は自分の自治体で確保するというのが基本かなというふうには思っております。将来に向かって、一つになるということにつきましては、全然やぶさかではないというふうに思いますが、西岡議員さんが今考えられておられるようなことが、今すぐに実現するというのは、なかなか難しいというふうに思います。

○議長（井上洋一） 7番西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） 続いて、2間の待機児童についてお伺いをいたします。待機児童解消、これは大変な問題であるということは事実でありまして、これは人口減少に歯止めをかけるという観点からも、大変必要ではないかなというふうに思っております。そこで、これは全国的なことで、砥部町だけではないんだと、大変なことなんで、近隣の松前町も伊予市も多分同じでしょう。しかし、それで、仕方がないということではなくて、やはり若い、最初にも言いましたように、若い共働きの世帯がすぐに児童を保育所に入所させて、安心して働けるということは、一つの売りでありまして、人口流出に一定の歯止めが、一部の歯止めになったり、また、待機児童のない町ということはどうですか、また町外から、砥部町すごいじゃないかといって、かえって転入をしてきて、人口の増えるようなものになるかもしれませんから、これは真剣に考えていただきたいなというふうに考えております。そこで提案をいたしましょうか、待機児童のストップ。これはですね、今募集されておるんですよ、保育士が足りないんで。それで、賃金が日給が8,200円ということで、通勤費が2km以上ならば、なにがし手当を出すというふうなことになっておると思うんです。8,200円で20日間、仮に働いたと、保育士さんが、それではたぶん来ないんでしょう。これで募集しても、来ませんから。それで16万4千円、20日間働いたら、なると思うんです。そこでですね、一つ提案といたしましては、やはり赤ちゃん、0歳児の子どもさんはですね、やはり母親が育てることが一番ベストであろうというふうに私は思うんです。そこで、0歳児、砥部町28人おいでます

ね。その母親に支援をする。そして、自分の子どもは大切に、1歳ぐらいまで働いてね、そのかわり砥部町は支援してあげるよと、そういうことができるようになればですね、そういうふうな、今募集しておるんで16万円ですから、単純に考えて5万円で、3人分、3人の母親に5万円の支給ができるということになろうかと思うんですが、そういうことが可能なら、そういうことも考えて、保育士ばかりを探すんじゃなしに、そういうお母さんが働きに行かなくても、支援をしてもらったら自分の子どもは見たい、見れるんだということができれば、そういう発想の転換をしてはどうかというふうに考えられるんですが、そこらへん、どなたか、お願いします。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） これはまあ、面岡議員さんのご提案、なかなか素晴らしい発想だなというふうに思いますが、現実問題として、なかなか待機児童の解消のために、基本的には家庭で見ていただく、その家庭で見ていただく人に補助を出したらどうぞというご質問かというふうに思いますが、やはりこれは国からも、国も真剣に取り組んでいただきたいということで、子育て世代に今現在給付をしておりますけれども、そういった制度が、例えば、今1人5千円とか出しておるのを5万円にするとかですね、そういった思い切った施策は、これからの人口減少に係る中では、必要なことではないかというふうにも思いますが、今、面岡議員さんが言われましたことを砥部町でどうするかという素晴らしいご提案でございますので、議員の皆様方とも十分協議して、そういうことが出来るかどうか、また、十分職員とでも検討してみたいと思います。

○議長（井上洋一） 7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） これは特に規制とか、そういうことがあって、そういうことができないということはないんですか。する、そういうことをやろうというふうにいる決まれば、できるということなんですか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） これはできるとは思いますが、ただ、その税金を使わせていただくというふうな中で、それがやはり公平かどうかとか、いろんな意味での検討が必要かと思いますが、これを給付する、今国でも、今回も3万円を給付しておりますから、それが違反とかそういう問題ではないというふうに考えております。

○議長（井上洋一） 7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） この金額でも来ないということは、もっと上げないといかん。当然の子、佐々木議員さんも言われたように、他人の子どもを安心して、見守るということは大変ですから、本当に、1日が1万円とかいうようなレベルでも人が来るかどうかというところちょっと疑問なような状況でありますので、こういうやはり自分の子どもを見るということは、そんなに難しいことではない、保育士の免許もいらぬということなんですから、そこらへんちょっと、即効性で、早くやって、よその自治体より先にやって、よそから来る人も受け入れたら砥部町の人口は減らない、そういうこと

も頭に入れていただいて、ぜひ検討をしていただいたらなというふうに思います。あまり長くしても、これは、今日は大変みなさんやられておるんで、これで、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 面岡利昌君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 11 時 50 分 散会

平成 28 年第 1 回砥部町議会定例会（第 3 日） 会議録

招集年月日	平成 28 年 3 月 16 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 28 年 3 月 16 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 広田支所長 佐伯修二 戸籍税務課長 岡田洋志 介護福祉課長 門田伸介 産業振興課長 萬代喜正 国体推進課長 西松伸一 学校教育課長 坪内孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田文雄 重松邦和 大江章吾 相原清志 白形敏明 柿本 正 大野哲郎 前田正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 庶務係長	丸本正和 中山晃志	
傍聴者	3 人		

平成 28 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について
- 日程第 2 議案第 3 号 砥部町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4 号 砥部町災害対策基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5 号 砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
改正について
- 日程第 5 議案第 6 号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
改正について
- 日程第 6 議案第 7 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 8 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第 9 号 砥部町職員の旅費に関する条例及び砥部町議会議員の議員
報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 10 号 砥部町税条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 11 号 砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の
一部改正について
- 日程第 11 議案第 12 号 平成 27 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 12 議案第 13 号 平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 14 号 平成 27 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 15 号 平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 16 号 平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 議案第 17 号 平成 27 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 17 議案第 18 号 平成 28 年度砥部町一般会計予算

日程第 18 議案第 19 号 平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 19 議案第 20 号 平成 28 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 20 議案第 21 号 平成 28 年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 21 議案第 22 号 平成 28 年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 22 議案第 23 号 平成 28 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 23 議案第 24 号 平成 28 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 24 議案第 25 号 平成 28 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 25 議案第 26 号 平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 26 議案第 27 号 平成 28 年度砥部町水道事業会計予算

日程第 27 平成 27 年請願第 9 号 政府による米価下落対策を求めることについて

日程第 28 議員派遣

追加日程第 1 議会改革特別委員の辞任について

追加日程第 2 議会改革特別委員の選任について

・閉 会

平成 28 年第 1 回砥部町議会定例会
平成 28 年 3 月 16 日（水）
午前 9 時 30 分開議

○議長（井上洋一） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第 1、議案第 2 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第 2 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 2 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、行政不服審査法の全部改正に伴い、法律番号と引用条項の改正や、不服申立て、異議申立て、決定等の字句の改正を行うとともに、新制度における審理員による審理手続等に関する規定を適用除外とする旨の規定など必要な事項を定めるため、関係条例の規定を整備するものです。第 1 条で砥部町情報公開条例の一部改正、第 2 条で砥部町個人情報保護条例の一部改正、第 3 条で砥部町行政手続条例の一部改正、第 4 条で砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正、第 5 条で砥部町職員の給与に関する条例の一部改正、第 6 条で砥部町営 土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正を行ってあります。なお、附則において、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとし、経過措置について規定しています。その内容は適正と認められ、よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。  
これから議案第 2 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。  
[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第3号 砥部町行政不服審査会条例の制定について
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第2、議案第3号、砥部町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第3号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第3号、砥部町行政不服審査会条例の制定については、行政不服審査法の全部改正に伴い、行政処分への審査請求に対し、町が審理した内容等を第三者機関へ諮問することが義務化されたため、砥部町行政不服審査会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。この審査会は、その権限に属する事項に関して公正な判断ができ、かつ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する3人の委員で組織し、委員の任期を2年とするほか、委員の守秘義務や罰則などについて規定しています。また、附則において、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、当該委員の報酬を月額1万5千円と定めています。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行し、委員の委嘱に関する準備行為については、条例施行の前においてもすることができることにしています。その内容は適正と認められ、よって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。
これから議案第3号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第4号 砥部町災害対策基金条例の制定について  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)



○議長（井上洋一） 日程第3、議案第4号、砥部町災害対策基金条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第4号、砥部町災害対策基金条例の制定については、災害予防、災害応急対策、災害復旧、被災地への支援活動等の災害対策に係る財源を確保し、災害に対する迅速な対応と早期復興を図るため、砥部町災害対策基金を設置するものです。基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計予算の定めるところによるとするほか、管理、運用などの必要な事項について規定しています。積み立てる金額は、2億円を目標とし、28年度には5,000万円の積み立てを予定しているとのことです。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしています。その内容は適正と認められ、よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。  
これから議案第4号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。  
[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第5号 砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第4、議案第5号、砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第5号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第5号、砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、人事行政の運営等の公表事項について所要の改正を行うものです。条例の改正内容は、第3条に規定する任命権者が報告しなければならない事項に、

職員の人事評価の状況、職員の休業に関する状況、職員の退職管理の状況を加え、勤務成績の評定の状況を削るものです。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。
これから議案第5号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。
〔起立多数〕

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第5 議案第6号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第5、議案第6号、砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第6号、砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、改正するものです。条例の主な改正内容は、非常勤の職員が公務上の災害又は通勤による災害により、年金たる補償として傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金のいずれかを受ける場合、又は休業補償を受ける場合において、同一の事由により、他の法令による年金たる給付が支給されるときに調整を行うことを規定とする附則第5条第1項及び第2項の表を改めるものです。また、附則において、施行期日等及び経過措置に関する規定をしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

これから議案第6号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第7号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第6、議案第7号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第7号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、投票管理者及び投票立会人の報酬の額を、各投票所の開設時間に応じた額とするため、別表の一部を改正するもので、現行では、投票管理者1万2,600円、期日前投票管理者1万1,100円、投票立会人1万700円、期日前投票立会人9,500円としている報酬の日額を、それぞれ現行の金額を超えない範囲内で町選挙管理委員会が定める額とするよう改めるものです。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしています。

改正内容は適正と認められ、よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

これから議案第7号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第8号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第7、議案第8号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第8号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事院勧告並びに愛媛県人事委員会勧告に準じて、一般職の職員の給与を改定するとともに、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の改定を行うため、関係条例を改正するものです。一般職の給与については、給料表の改正や初任給調整手当の引き上げとともに、勤勉手当の支給率を0.1月分に引き上げるなどの改正をしています。議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当については、支給率を0.05月分引き上げる改正をしています。附則では、施行期日や適用などに関する規定をしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

これから議案第8号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第9号 砥部町職員の旅費に関する条例及び砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第8、議案第9号、砥部町職員の旅費に関する条例及び砥部

町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第9号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第9号、砥部町職員の旅費に関する条例及び砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、公務のための旅行に伴う宿泊料には、夕食代と朝食代が含まれているものとしていますが、宿泊先によっては、宿泊料に夕食代と朝食が含まれていない場合があるため、この場合には、規則で定める額を宿泊料の範囲内で加算することができるよう職員と議員の旅費に関する2つの条例を改正するものです。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

これから議案第9号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第9 議案第10号 砥部町税条例の一部改正について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第9、議案第10号、砥部町税条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第10号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第10号、砥部町税条例の一部改正については、地方税法の改正により、徴収の猶予、換価の猶予に関する事項について条例で定めることとされたため、所要の規定を追加するものです。第8条で、徴収猶予に関わる徴収金の納付は、財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることとし、その方法や変更に関する事項を規定しています。第9条では、徴収猶予や猶予期間の延長に係る申請書の記載事項や添付書類などの申請手続について規定しています。第10条では、職権による換価の猶予やその期間の延長をする場合において、

分割納付させるときの方法や変更に関する手続等について規定しています。第 11 条では、申請による換価の猶予やその猶予期間の延長に係る申請期限や分割納付させるときの方法、申請書の記載事項や添付書類などの申請手続について規定しています。第 12 条では、徴収の猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予をする場合において、担保を徴する必要がない場合について規定しています。また、第 81 条では、軽自動車税の課税免除について規定しています。なお、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。  
これから議案第 10 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。  
[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 11 号 砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の
一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第 10、議案第 11 号、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。
面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第 11 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 11 号、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正については、陶街道ゆとり公園クロケ一場に武道館を新設したことに伴い、条例別表の利用料金を改正するもので、クロケ一場に係る利用料金の規定を削るとともに、武道場の利用料金を、1 時間の利用につき、全面利用の場合は 1,000 円、半面利用の場合は 500 円とし、空調設備については、1 時間の利用につき 300 円と定めています。なお、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

す。ちょっと訂正させていただきます。失礼しました。武道館と言いましたのは武道場
でございました。大変失礼しました。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。
これから議案第 11 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報
告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 11 号は、委員
長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 11 議案第 12 号 平成 27 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）  
日程第 12 議案第 13 号 平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 3 号）  
日程第 13 議案第 14 号 平成 27 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 14 議案第 15 号 平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 15 議案第 16 号 平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）  
日程第 16 議案第 17 号 平成 27 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）  
（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第 11、議案第 12 号から、日程第 16、議案第 17 号までの平  
成 27 年度補正予算 6 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常  
任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算 2  
件について、審査結果をご報告申し上げます。まず、議案第 12 号、平成 27 年度砥部町  
一般会計補正予算第 5 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉  
費関係では、全額国庫補助金を財源とする年金生活者等支援臨時給付金支給事業費  
8,775 万 7 千円を増額します。生活保護受給者の人工透析療法の開始に伴い、更生医療  
給付費を 120 万円増額、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合負担金を 221 万 8 千円増額  
しています。また、国保診療所の運営に係る国の補助金が増加したことなどにより、国  
保施設勘定への繰出金を 484 万 1 千円減額しています。児童福祉費関係では、麻生小学  
校と玉谷小学校の放課後児童クラブの指導員を計画どおりに採用できなかったため、臨  
時職員の賃金を 270 万円減額、子育てサポートブック作成事業と子育て支援ウェブサイ

ト構築事業が県の補助事業として採択されなかったため、260万8千円を減額、赤ちゃんふれあい体験事業等の不用額18万1千円を減額しています。また、各保育所の臨時職員の賃金を、合わせて4,150万円減額しています。これは、正規職員が配置されたことや臨時職員を計画どおりに採用できなかったことなどによるものです。教育費関係では、各幼稚園の臨時職員の賃金を、合わせて950万円減額しています。これは、正規職員が配置されたことや常勤教諭をパート教諭に切り替えたことなどによるものです。また、坂村真民記念基金に対する寄附金額が当初見込額を上回ったため、基金積立金を20万7千円増額しています。以上のほか、教育長の期末手当や一般職員の人件費などの補正や財源組替がなされています。また、繰越明許費では、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業8,775万7千円を計上しています。

次に、議案第13号、平成27年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号については、事業勘定で26年度の精算等に伴い、超過交付となった療養給付費等負担金と財政調整交付金の返還金合わせて3,061万1千円を増額しています。また、国保診療所に対する国庫補助金が増加したため、国保施設勘定への繰出金を793万9千円増額しています。これらの財源は、国庫補助金と繰越金で賄っています。直営診療施設勘定では、歳出で、職員の人件費を39万8千円増額しています。歳入では、診療所運営に対する国庫補助金の増額分として、事業勘定繰入金を793万9千円増額し、診療収入を270万円減額、一般会計繰入金を484万1千円減額しています。

以上、議案第12号及び第13号の2議案については、いずれも適正な補正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 産業建設常任委員会に付託されました補正予算5件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第12号、平成27年度砥部町一般会計補正予算の第5号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、農業費では、27年度に実施予定の青年就農給付金の一部を26年度に前倒しして交付したために、26年度のその前倒しの分375万円を減額しております。また、協定を締結する集落の減少により、管理面積が減少したなどに伴い、中山間地域等直接支払交付金を1,137万5千円減額しております。林業費では、県が実施する広域林道万年鶴崎線整備事業に対する負担金250万円を増額しております。また、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費補助金を91万8千円増額しています。土木費では、町道戎住宅線の土地鑑定業務の年度内実施が見込がなくなったため、鑑定委託料を22万8千円を減額し、県が実施する土木建設事業に対する県営事業負担金を738万9千円増額しております。また、公共下水道事業会計における企業債支払利息などの決算見込額の減少により、当該会計への補助金を200万円減額し、県が実施する県総合運動公園整備事業に対する負担金を214万3千円増額しております。以上のほか、職員の人件費などの補正や、財源組替がなされております。



また、繰越明許費では、矢取橋橋梁修繕工事 2,460 万円など 6 件の事業合わせて 5,715 万円を計上しております。

次に、議案第 14 号、平成 27 年度砥部町とべの館特別会計補正予算第 1 号は、とべの館運営基金積立金を 673 万 7 千円増額しております。財源には、売店売上 2 千円、繰越金 671 万 9 千円、基金預金利子 1 万 6 千円を充てております。

次に、議案第 15 号、平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 2 号は、給与改定などに伴い、職員の人件費を 12 万 8 千円増額しております。この財源には、保守点検事業繰越金を充てております。

次に、議案第 16 号、平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 2 号は、収益的収入及び支出について、支出は、職員の人件費を 15 万 5 千円増額、給与引当金繰入額を 3 万 3 千円増額、使用料を 2 万円増額し、有形固定資産減価償却費を 51 万 6 千円減額しております。また、固定資産除却費を 30 万 6 千円増額し、企業債支払利息を 142 万 3 千円減額しております。収入では、減価償却費と企業債支払利息の減額に伴い、一般会計補助金を 200 万円減額し、長期前受金戻入を 65 万円増額しております。次に、資本的収入及び支出において、第 4 条本文の括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,534 万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,300 万円と過年度分損益勘定留保資金 3,234 万円で補填するものと改めております。支出では、建設改良費においては、人件費を 8 万円増額しております。収入では、国庫補助金の追加交付予定額として 300 万円を増額しております。次に、議会の議決を経なければ流用できない経費とし定めている職員給与費の額を、4,127 万 4 千円に改めています。また、下水道事業助成のため、一般会計からの補助を受ける金額を 1 億 1,800 万円に改めております。

次に、議案第 17 号、平成 27 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号は、収益的支出及び支出において、支出では、職員の人件費を 10 万 7 千円増額し、固定資産除却費を 2,770 万 9 千円増額しています。次に、資本的収入及び支出において、第 4 条本文の括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 1,679 万 1 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 988 万 7 千円と過年度分損益勘定留保資金 1 億 690 万 4 千円で補填するものとするよう定めております。支出では、職員の人件費を 6 万 7 千円増額しております。次に、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めている職員給与費の額を 4,221 万 2 千円に改めています。

いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第 12 号、第 14 号、第 15 号、第 16 号及び第 17 号の 5 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。以上。失礼しました。

○議長（井上洋一） 山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 12 号、平成 27 年度砥部町一般会計補正予算

第5号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費では、財政調整基金積立金を1億6,059万7千円増額し、社会保障・税番号制度導入に伴う業務系システム改修費の不用額730万1千円を減額しています。また、住民情報等の流出防止のため、情報セキュリティ強化対策委託料4,326万5千円を増額しています。戸籍住民基本台帳費では、地方公共団体情報システム機構に対する通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金を366万円増額しています。消防費では、伊予消防等事務組合負担金を43万4千円増額しています。以上のほか、議会の議員、町長及び副町長の期末手当や一般職員の人件費などの補正や財源組替がなされています。

次に、歳入については、2億2,299万7千円の増額となっています。主なものは、地方消費税交付金を6,669万9千円増額、地方交付税を2,435万4千円増額、国庫支出金を8,916万5千円増額、寄附金を20万7千円増額、繰越金を4,744万1千円増額、諸収入を443万8千円増額し、県支出金を930万7千円減額しています。また、繰越明許費では、情報セキュリティ強化対策事業4,326万5千円と個人番号カード交付事業626万6千円を計上しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一）報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論採決については1件ずつ行います。議案第12号、平成27年度砥部町一般会計補正予算第5号について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（井上洋一）討論なしと認めます。これから議案第12号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一） 議案第13号、平成27年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（井上洋一）討論なしと認めます。これから議案第13号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第13号は、委員

長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一） 議案第 14 号、平成 27 年度砥部町とべの館特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。これから議案第 14 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一） 議案第 15 号、平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 2 号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。これから議案第 15 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一） 議案第 16 号、平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 2 号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。これから議案第 16 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一） 議案第 17 号、平成 27 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。これから議案第 17 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 17 号は、委員

長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一）　ここでしばらく休憩します。再開は午前10時40分の予定です。

午前10時23分　休憩

午前10時40分　再開

~~~~~

- 日程第17 議案第18号 平成28年度砥部町一般会計予算
- 日程第18 議案第19号 平成28年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 平成28年度砥部町後期高齢者医療特別会議予算
- 日程第20 議案第21号 平成28年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 平成28年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 平成28年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 平成28年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 平成28年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第25 議案第26号 平成28年度砥部町公共下水道事業会計予算

（予算特別委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一）　日程第17、議案第18号から日程第26、議案第27号までの平成28年度当初予算10件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。大平予算特別委員長。

○予算特別委員長（大平弘子）　予算特別委員会に付託されました、議案第18号から議案第27号までの平成28年度の各会計の当初予算10件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る3月7日、9日、11日の3日間、町長をはじめ各担当課長等の出席を求めて、当特別委員会を開催しました。審査にあたっては、総務、厚生文教、産業建設の各常任委員会の所管単位に、それぞれ担当課長から所管の費目について説明を受けた後、質疑を行い、慎重に審査した結果、議案第18号から議案第27号までの28年度の各会計の当初予算10件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で各委員から出されました審議や意見等について、十分に意を用いられ、今後の予算執行や町政運営に当たられるよう申し上げ、委員長報告を終わります。すみません。審議と呼んだようで質疑と訂正します。失礼しました。

○議長（井上洋一）　お諮りします。本案については、質疑及び討論を省略して、採決は1件ずつ行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（井上洋一）　異議なしと認めます。よって本案は質疑及び討論を省略して、採決は1件ずつ行うことに決定しました。

議案第 18 号、平成 28 年度砥部町一般会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一） 議案第 19 号、平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一） 議案第 20 号、平成 28 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一） 議案第 21 号、平成 28 年度砥部町介護保険事業特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一） 議案第 22 号、平成 28 年度砥部町とべの館特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一） 議案第 23 号、平成 28 年度砥部町とべ温泉特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一） 議案第 24 号、平成 28 年度砥部町農業集落排水特別会計予算の採決

を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一） 議案第 25 号、平成 28 年度砥部町浄化槽特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一） 議案第 26 号、平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（井上洋一） 議案第 27 号、平成 28 年度砥部町水道事業会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 27 平成 27 年請願第 9 号 政府による米価下落対策を求めることについて

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第 27、平成 27 年請願第 9 号、政府による米価下落対策を求めることについてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 平成 27 年第 4 回定例会において、産業建設常任委員会に付託され、継続審査となっておりました平成 27 年度請願第 9 号、政府による米価下落対策を求めることについて、1 月 21 日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。請願事項は、暴落した米価を回復させるため、米価決定の市場に任せをやめ、備蓄米の買入れなど米の需給と価格の安定を国が責任をもって政策を確立することを求める意見書を、国に対して提出することを求めるものであり

ます。協議においては、27年第4回定例会で不採択となった請願第8号と同じように、TPPとの関連もあり、不採択とすべきとの意見や、政府が関係しないと米価が大暴落してしまうということ自体、何かおかしい。安全性が失われるということは、あくまでも生産者の責任ということであり、いい米を作れば、いい価格で売れるのではないか。との意見、国民一人ひとりが日本の農業を守ろう、安心、安全なものを食べようというような意識を持つべきであり、国が主導しなくても自己責任でやれるようになればいい。との意見などがあり、採決の結果、平成29年の請願第9号は、不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。失礼しました。協議においてはの次に、29年と申し上げましたが27年第4回定例会でございました。大変失礼しました。歳を取ると大変申し訳ないことがおこります。採決の結果のところ、平成29年の請願第9号と申し上げましたが、その27年、29年言いましたので、正確には27年請願第9号は不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げますというのが、正解でございます。大変失礼しました。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。  
これから平成27年請願第9号の採決を行います。平成27年請願第9号に対する委員長の報告は不採択です。平成27年請願第9号を採択することに賛成の方はご起立願います。  
[起立少数]

○議長（井上洋一） 起立少数です。ご着席ください。よって、平成27年請願第9号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第28 議員派遣

○議長（井上洋一） 日程第28、議員派遣についてを議題とします。お諮りします。5月に開催予定の議会報告会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。
[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議員派遣については、全議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま、古川孝之君から議会改革特別委員の辞任願が提出されました。古川孝之君の議会改革特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1とし

て議題したいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって古川孝之君の議会改革特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることを決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議会改革特別委員の辞任について

○議長（井上洋一） 追加日程第1、議会改革特別委員の辞任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、古川孝之君の退場を求めます。

[古川孝之 退場]

○議長（井上洋一） お諮りします。古川孝之君の議会改革特別委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって古川孝之君の議会改革特別委員の辞任を許可することに決定しました。古川孝之君の入場を求めます。

[古川孝之 入場]

○議長（井上洋一） お諮りします。欠員が生じた議会改革特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議会改革特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 議会改革特別委員の選任について

○議長（井上洋一） 追加日程第2、議会改革特別委員の選任を行います。お諮りします。議会改革特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、小西昌博君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって小西昌博君を議会改革特別委員に選任することに決定しました。

お諮りします。各委員長より閉会中の継続審査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、2月23日から今日までの23日間にわたり、終始熱心なご審議を賜り、全議案につきましてご議決くださいましたことに対し、心からお礼を申し上げます。ご議決いただきました補正予算、当初予算の執行に当たりましては、少ない経費をもって最大の効果を得るべく、再度、調査・研究を行ってまいります。そして、会期中に、承りました様々のご指摘、ご指導は、これからの町政運営、行政事務遂行に活かしてまいりたいと考えております。町民の皆様が、幸せを感じ、心優しく笑顔で過ごすことができるよう、任期最後の1年を一生懸命務めさせていただきますので、一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 以上をもって、平成28年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時59分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員